

第119回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和6年12月10日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大村隼	2番	森脇裕和
	3番	幸田勝治	4番	高見寛治
	5番	大内将広	6番	金澤孝良
	7番	児玉雅善	8番	加古原瑞樹
	9番	小林裕和	10番	廣利一志
	11番	岡本義次	12番	山本幹雄
	13番	平岡きぬゑ	14番	千種和英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
	書 記	坂 口 純 大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	福 岡 康 浩	住 民 課 長	間 嶋 博 幸
	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	古 市 宏 和
	上月支所長	福 岡 真 一 郎	南 光 支 所 長	安 東 さ ゆ り
	三日月支所長	横 本 宗 治	会 計 課 長	内 海 義 文
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1. 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、御苦勞さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
それでは、日程に入ります。

日程第 1. 一般質問

議長（千種和英君） 日程第 1 は、一般質問であります。

今回 10 名の議員から質問の通告を受け付けています。通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、11 番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本義次議員。

〔11 番 岡本義次君 登壇〕

11 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。11 番議席、岡本義次でございます。

師走に入り、あと 10 日もすれば、新しい年を迎えるようになります。しかし、急に冷え込んでまいりまして、風邪など引かれないうにご自愛いただきたいと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。

本位田地区の道路灯について伺います。

本位田甲第 10 隣保の住民の方から相談がありました。町役場と住民の方との違い、言い分にひらきがあり、どちらの言い分が正しいのか疑問を感じましたので質問します。

本位田甲第 11 隣保は防犯灯ということで町役場が電灯代を支払われており、第 10 隣保は、これまで自前で支払われてきたと言われております。

第 10 隣保の道路灯は、平成 10 年の分譲から始まり、平成 28 年 4 月まで町道にあったため、役場が電気代を支払っていた。小 9 基、大水銀灯 2 基と聞いておりますが、その後、前の隣保長、もう亡くなって、故人でございますけれど、町の説明で、町道でありながら防犯灯を街路灯に切り替える旨、伝えられ、第 10 隣保としても、受け入れざるを得なかったために、関西電力と契約することになった。

これらの経緯を含め、次の事項について質問します。

1、平成 28 年 5 月から、なぜ第 10 隣保の生活道路、町道にもかかわらず、そのような取り扱いになったのでしょうか。

2つ、令和 6 年 11 月以降、防犯灯として電気代を町が支払うことになった経過を、もう一度確認したい。

3つ、第 10 隣保が支払った 8 年分の電気代の返還を求めたところ、「第 10 隣保が勝手に契約したため、返還はできない」と企画課長から説明があったようでございますが、今一度詳細な説明をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

皆様、改めまして、おはようございます。

今朝も冷え込んでおります。師走に入って、こうして一気に寒くなってきましたが、今年も、あと 20 日ほどに押し迫ってきました。風邪など、皆さん、引かないように気をつけながら、元気に、また、新しい年をお迎えいただきたいと思います。

それでは、今議会、一般質問として、10 名の方から質問の通告を受けております。今日は、5 人の方の質問にお答えをさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、最初の岡本議員の質問で、本位田甲の住宅の街路灯、防犯灯、この道路路灯についてのご質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、最初に、町で取り扱う、いわゆる道路等に設置している照明です。これについては、こうした全町それぞれの集落、また、道路に照明を設置をいたしておりますが、議員もご承知のとおり、その照明の中で、防犯灯と街路灯というふうに分かれております。これらは、佐用町生活安全条例の目的である「安全な町づくり」を推進し、夜間における歩行者の安心、安全の確保と犯罪の防止を図るため、町内各所に、こうして設置しているものでございます。

この防犯灯及び街路灯は、佐用町防犯灯及び街路灯設置要綱に基づき、管理を行っております。過去には、全自治会を対象としたヒアリング等を行って、防犯灯の設置対象とする、おおむね、路線である防犯灯路線を設定し、それらの基準を盛り込んだ要綱改正を行い、現在に至っております。

その町の要綱では、国道及び県道に面した場所、自治会間を結ぶ町道に面した場所、さらには、先に述べました防犯灯路線を中心として、既設の照明から、おおむね 100 メートルの距離を基準とした照明灯を防犯灯と区分しており、設置から修繕、また、電気代負担等、全て町で管理を行っております。

一方、設置は町で行い、以降の管理を地元集落等で行っていただくものを街路灯として区分をいたしております。先ほどの防犯灯路線に該当しない町道に設置するもので、既設の照明から、おおむね 50 メートルの距離を基準といたしております。

これらの設置基準や管理区分の概要をご説明をした上で、まず 1 点目の平成 28 年 5 月から、なぜ第 10 隣保の生活道路にもかかわらず、そのような取扱いになったのかということについてにお答えをさせていただきますが、合併以前に、旧町の基準で設置された防犯灯は、合併後の基準に沿わないものも多く存在していたため、町では、平成 23 年度からその是正の取組を始め、各集落、町全体のそれぞれ設置してある地域との公平性を、改めて保つために、町要綱の改正を経て、平成 24 年度から、要綱上の基準に沿っていない「防犯灯」の洗い出しを行い、地元管理とする「街路灯」への見直しを順次、実施してまいりました。その後、平成 27 年度頃から、さらに取組を進めてきたところでございます。

本位田第 10 隣保内の照明灯は、それまで町が管理しておりましたが、「防犯灯」とみなすための間隔基準を満たしていないことに加えて、設置場所も国道・県道に面していないことはもちろん、自治会間を結ぶ町道ではなく、また、防犯灯路線でもないことから、「防犯灯」の基準に沿わず、「街路灯」への見直しを行うべき箇所の 1 つとなったわけでありす。そして、当時の隣保等との協議及び了承のもと、平成 28 年度から、地元管理である「街路灯」に区分変更をいたしたところでございます。

このように、防犯灯、街路灯には、それぞれ設置基準がございます。生活道や町道に設

置してあるというだけで、必ず町が管理する防犯灯に該当するわけではございません。

また、第 10 隣保だけではなく、町道や生活道にも、地元負担の多くの街路灯があることについて、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2 点目の令和 6 年 11 月以降、防犯灯として電気代を町が支払う経過についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本年 7 月以降、現隣保長から、町に「なぜ隣保が電気代を負担する必要があるのか」「電気代を町で負担してほしい」との要望をお聞きしております。これまでどおり地元管理として、隣保での電気代負担を引き続き依頼をするという考えも、もちろんございましたが、町が、新しく、この地区、第 10 隣保は住宅団地として造成したという、そういう経過、地域の実情等も考慮して、今後、改めて、町管理の防犯灯とする判断を、担当としていたしたところでございます。

次に、3 点目の第 10 隣保が支払った 8 年分の電気代の返還を求めたところ、「第 10 隣保が勝手に契約したため、返還できない」と担当課長から説明があったというふうに言われておりますけれども、そのことについて、今一度詳細な説明を求めるとのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、担当のほうに、経過の説明をさせたところ、当然、「勝手に契約をした」というような回答はいたしていないということであります。

先の回答と内容が重複する部分もございますが、全町的な防犯灯の見直しによって、第 10 隣保内の照明灯を街路灯に区分変更する際、その旨を当時の隣保長等にお伝えし、ご了承を得た上で、関西電力と契約をしていただいております。そうした経緯から、町から電気代を遡って返還できない旨をお伝えしたという次第でございます。

当時の判断は、隣保長にもご理解をいただいていたことはもちろん、町の要綱にある設置基準に照らしても誤ったものであったとの認識はございません。そのため、街路灯と区分されていた期間については、電気代は地元が負担していただくことが妥当であるものと考えております。

これらの経緯や考えから、電気代の返還、つまり電気代相当額を町が支払うことには応じかねますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、先般、第 10 隣保から、電気代返還の要望書も受け取っており、これまでお話しした経緯や考えをまとめたものを、文書にて回答をいたしておりますことを、この場で議員にもお伝えをさせていただきたいと思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 10 隣保の隣保長さんが、私の家へ、3 回、4 回と足を運んで、そして、晩遅くまで、いろいろ、今、町長が述べられたようなことも含めて、お話がありました。

前の隣保長さんが承諾をされておったということでございますけれども、その方は、もう亡くなって、ちょっと、その経緯が、もうひとつ、私としても分からないんですけど、その、まあ言ったら、そのように言われて、誘導されたんかなというような気もしたりしております。

話を聞く中で、本人が買ったお家そのものが個人のものとございますけれども、中の公道については、みな町道でございますので、下の 11 隣保についても、同じ町道として、なぜ

認めてくれへんのやろかというようなことも含めて、そこらへんを再度、質問したいと思いますけれど、その10隣保の方については、斜面の役場の用地についても、全部、その10隣保の人が、自分の草刈り機やら燃料を使って、毎年、きれいに掃除もしておったというような話も聞きます。そういうような中で、やはり、なぜ、それだけ11隣保はそのまま、同じ町道として認めておりながら、10隣保の中の走っておる公道についても、町道として認めてくれて、そういうふうにしてもらってもいいんじゃないかということ言われましたけれど、今、町長、答弁ありましたけれど、再度、お伺いしたいと思いますが、このことについては、そういう、どう言うんですか、その思い違いか何か分かりませんが、そこらへんが、もうひとつ私も話を聞いた中では、もうひとつ、ちょっと、上と下の差があまりにもありすぎるんじゃないかという気もしましたので、お伺いしたいと思いますが、そこらへんは、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この本位田10隣保、11隣保、この隣保、今、住宅地は、旧佐用町の時に造成して、住宅団地として造成をして販売をしたところであります。

10隣保と言われる、今、今日、質問されているところというのは、ああして中学校の下の小高い山の尾根のようなところを切り開いて、造成をいたしました。

それから、11隣保と言われるところは、あそこはほ場整備して田んぼだったところです。

10隣保のほうは、ああして入り口が1か所、住宅団地の中に入るところは、中学校の登校路の途中から入れるようにして、中はぐるりずっと住宅の中を道路がぐるり回っているわけです。

11隣保については、当然、昔の農道もありました。ですから、入り口というのが、道路と道路が、ほかの道路とも、当然、つながっております。そういう、やっぱり、同じ造成とした、1つの隣保としても、造成するつくっていった経緯と形状も違います。だから、どちらにしても町道、中は町道にして認定をしております。

だから、それは、町道だから、町が全部負担をするというようなことは、これを、そういうことであれば、どこの集落、新しく造成された集落だけではなくて、以前から皆さんが集まって生活してきた、この集落、集落内の道路も、ほとんどのところは全部町道です。

ですから、そういう中で、新しく造成をしたことで、当時の設備として、防犯灯といいますが、街路灯を一気に設置をして、そして、集落の、その部分は、当時、分譲地として設置したところですから、町が、あとそのまま管理をしてきたという経緯はあったんですけども、やはり、ほかの町内全体の集落においても、同じように、設備は町が設置しているんです。街路灯もですね。そして、その後の管理を地元でしていただくという形になっております。

ですから、やはり、ここも造成して、皆さんに、ああして家を建てていただいてから、もう既に25年以上たちました。それで、合併した時に、今、答弁させていただいたように、各旧町においても、かなり差があったんです。町の中でも、いろいろと、その経緯の中で、やはり、ある意味では公平性が保てなかった。保てていなかったということで、要綱を設置して、見直しを図って行って、そしてお互いに街路灯としてのもの、それから、防犯灯として認めていくもの。そういうものを、協議の中で整理をしていったという経緯です。

ですから、本来、その住宅の中の生活道路、ほかに分譲地だけじゃなくて、町内、どこにもありますけれども、家が密集しているところもあり、自然発生的に、どんどんと大

きく広がっていった住宅地もあります。どこにおいても必要なところには、街路灯として、養成があった時に、今、50メートルとかいうような1つの基準のもとの中で、地域集落との話の中で、町が設備としては設置する。でも、それは、あと街路灯として、電気代等は地元で負担してくださいということで、皆さん、負担していただいているわけですからね、そうして分譲地としてしたところも、やはり同じように、その基準の中で負担すべきところは、負担をしていただく必要があるということで、平成27年か28年頃、当時の隣保長とお話をさせていただいて、了解をいただいた経緯があるわけです。

ただ、今回、聞くところによると、今の隣保長の方から、これは、やはり分譲地として、私たちが買ったところなんだから、当然、設備である防犯灯、照明についても、以前と同じようにしてくれというような要望が、担当のほうにあり、担当も、いろいろとお話したようですけれども、今、全体で、先ほど言われた地域の生活環境としても、その地域だけ、あそこは1つの、あそこだけの団地としてのような形態を保っておりますから、周囲の草刈りとか、ほかのところもしていただいておりますけれども、やはり中の住環境を、ちゃんと地域で協力してやっていただく上でも、防犯灯については、以前に戻して、照明については、防犯灯としましょうというお話を、担当として、判断したということを聞いて、それを、私も了解をしたところでありますのでね。

ただ、それを、8年間と言いますか、平成28年から払ってきた分を返還をしてほしいと、これは、やはり全てのことで、この防犯灯の話だけじゃなくって、以前こうだって、ここで今、こういう話になったから、それを全て遡って適用してしてくださいというのは、これは、ちょっと、できない。町としてはできない要望、認めることができない要求だというふうに判断をしておりますので、そこは了承していただかなければならないというふうに思っております。はい。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） これは、前の衣笠町長の時に、庵途町長も副町長、今の前、助役と言っておったから、その当時からこのようにされたということを、ちょっと伺っておりますけれど、やはり、そういう、もうひとつ、ずっと、その経緯の中で、やはり10隣保の方としては、もうひとつ納得がいけないという点もあったりして、どうしてもだったら、また、町長のもとへ10隣保の隣保長がお話を聞きに行かせてもらいたいというようなことまでもお話をしていましたので、また、そこらへんは、私としては、今、町長が言われたことで、そのようなんかという気もしますけれど、中にこうやって、中に入って、ちょっと、説明をよく聞いてみてくれということでございましたので、再度、こういうように、上げさせてもらったわけでございます。

亡くなった故人の隣保長の方も、そういうように、まあ言うたら誘導されたような格好の中で承認されたんかなというふうにも申ししておりましたので、そこらへんが、私も詳しい中身までは、ちょっと、もうひとつ分かりませんが、町民の現場の方が、もうひとつ納得がいかないうふうな中で、上げさせてもらったので、ご承認願いたいと思います。

また、10隣保の方とも話してみますけれど、そこらへんについては、いわゆる食い違いがあったということについてのことで、また、町長のもとに行かせてもらうという言い方もされておりましたので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

その点につきましては、以上とします。

それから、次の分に入らせてもらいますが、CO₂削減の取組についてということで、町

は CO₂を削減するために、どのような取組を行っているのか具体的に伺いたい。このまま火力発電で発電を続ければ、温暖化の影響により、海の潮位が上がり海岸近くの家屋の影響を防ぐためにも、護岸を設置するなど対策に莫大な費用がかかります。

町の取組と合わせて、見解を伺います。

1 つ、役場庁舎と文化情報センター等に、ソーラーパネルを設置すれば、どれくらい CO₂の削減になるのか、試算したことがありますか。

2 つ、個人の自宅の屋根や空き地に、家庭の電気代を賄う程度の太陽光パネルを設置して、その経費を町が補助することはできないのでしょうか。最近では Cannon の折れ曲がる何処にでも設置できると言われていた製品も開発されてきているようでございますが、積極的に、やっぱり検討していかなければいけないと思います。

3 つ、役場の公用車について、電気自動車か水素自動車の配置状況は、どんな状況でございますか。伺います。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの 2 つ目のご質問でございます CO₂削減の取組について、お答えをさせていただきます。

今年の夏も異常な暑さで、日本の平均気温は、全国的に平年を大きく上回り、1898 年から統計を開始した日本の平均気温偏差は過去最高を記録し、速報値でプラスの 1.76℃となったことで、厳しい暑さが長期間続いたところでございます。

先ごろ、環境省と経済産業省では、2035 年度の新たな温室効果ガスの排出削減目標を議論する合同部会において、2013 年度比 60%減を軸に検討するとの方針が示されたとの報道もございました。

それでは、岡本議員からの個々の質問にお答えをさせていただきます。

まず、CO₂削減に対する取組については、町といたしましても、強い危機意識と関心を持っており、できることを様々なことで取り組んできております。

このことにつきましては、これまでの一般質問におきましても、お答えをさせていただいてきたと思いますが、ご承知かと存じますが、改めて申し上げますと、町が上月小学校の上に設置している上月太陽光発電所に加えて、佐用・IDEC 有限責任事業組合による申山と秀谷の大規模なメガソーラー発電所と、ほか 4 か所の低圧発電所を建設し、それぞれ稼働をしているところでございます。

公共施設の省エネ化についても計画的に、今、取り組んできており、断熱ガラスの採用、効率のよい冷暖房設備への切替えや、公共施設の屋内外の照明や町内の防犯灯などの LED 化、学校給食における地産地消の取組、電気自動車用の充電設備の設置などの取組も、既の実施をしてきたところであります。

令和 4 年度においては、南光スポーツ公園の照明を更新する事業として、第 1 グラウンド、テニスコート、公園内の照明を LED 化をいたしました。

さらに、元気工房さよう、今、建設中ではありますが、味わいの里三日月において、みそ加工所と食品の加工所、2 棟の建物の屋根にも太陽光パネルを設置する計画で、今、工事を進めているところでございます。

また、にしはりまクリーンセンターにおいても、可燃ごみ焼却の熱回収によつての発電を行い、施設で使用する電力を自給自足し、余剰電力は売電し、施設の運営費用の財源としても活用をいたしております。

二酸化炭素の吸収作用の保全、強化対策といたしましては、温室効果ガスの吸収源として高い効果を有する森林の機能向上のための森林整備にも取り組んでおり、間伐などの促進を図るために木材ステーション佐用を整備し、まきやバイオマス発電の燃料としての木材供給も行っております。

また、防災対策も含め森林の整備は不可欠であり、町の重点施策として「森づくり基本条例」を設置しております。

所有者による経営管理が困難な山林の町有林化も促進し、将来にわたって健全な森林を経営管理するとともに、所有者不明の森林や放置森林を解消することを目的として、令和4年から森林の買取りによる取得も行っているところでございます。

今後は、町有林となった森林における整備に合わせて、カーボンクレジットの発行などにより、佐用町におけるカーボンオフセットの取組の「見える化」にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1点目の役場庁舎と文化センターにソーラーパネルを設置すれば、どれくらいCO₂削減につながるのかと、そうした試算したことがあるかということでございますが、これまで、そのような検討はしたことは、当然あります。ただ、細かい、設計をしたわけではありませんので、そうした幾らぐらいのCO₂削減につながるかというところの計算まで、詳しくはしたことはございません。関西電力が公表しているCO₂排出係数というのがあります。そういうもので、試算をいたしますと、役場本庁舎や西館の屋上全体に太陽光パネルを敷き詰めると、そうしたことによって、約年間60トンぐらいのCO₂削減に計算上はつながるというふうに試算、計算できます。さらに、文化情報センターの屋根全体に太陽光パネルを敷き詰めたとして、約150トンぐらいな排出量削減につながるというふうな試算になるというふうに思っております。

しかしながら、役場本庁舎の屋上には、当然、どこにも設置できるというものではなくって、非常用自家発電や、いろんな空調の機器、アンテナ、いろいろなものが設置しておりますので、ソーラーパネルを敷き詰めるというような、そういう十分なスペースというものは確保できません。

また、太陽光パネルの設置に当たっては、建物自体の強度や構造的な制約もあり、受電設備や電気回路も設計段階から考慮しておく、そういう必要がございます。

具体的には、ソーラーパネルの設置により、屋根にはパネルの、当然、重量が加わります。そのため、屋根材や下地の強化と共に、パネルを固定するためのアンカーの設置や強風や暴風雨に対応する耐風補強、さらに防水性能が低下をするというリスクもあるわけでありまして、屋根材の防水シートの追加や隙間を埋めるシーリングというような措置、そういう対策が必要となるわけでありまして。

そうした、そこに屋根があるから、そこに簡単に設置できるというものではありませんし、やはり、それは、費用対効果ということも、やはり考えなければならないところでもございます。

現在のところ、そのようなことで、検討はしたことはございますけれども、文化情報センターの屋根等については、ああして、今は曲面の、今、岡本議員がお話のような、いろんな性能を持った太陽光パネルも開発もされてきておりますけれども、やはり、建物を非常に傷つけて、また、固定をする金具を取りつける、それによって、また、屋根自体が、非常に傷むというようなことも、そういう検討した中でありましたので、今のところ設置に向けた具体的な計画はございません。

ただ、先ほども申しましたように、新たに、建設をするような施設、それにかかなりの面積が確保できるような屋根がある場合、そういうところは、やはり太陽光パネルを設置するという、これは、やはり、今の標準のある程度の仕様として、建物の仕様として必

要ではないかなと思って、現在の三日月のみそ工場とか加工所、この屋根には、パネルを設置して、電気もそこで売電をするというような、そういう計画で進めているところでございます。

次、2点目の個人の自宅の屋根や空き地に家庭の電気を賄う程度の太陽光パネルを設置して、その経費を町が補助することはできないかということですが、このことは既に、町でも平成24年度から佐用町住宅用太陽光発電システム設置補助制度というものを作りまして、補助金を交付して太陽光パネルの普及に当たってきたという経緯はございます。

ただ、この補助金制度につきましては、平成24年度から、そうした制度をつくったんですけれども、6年間実施をしてまいりました。ただ、申請件数が、年々減少したことにもあわせて、また、太陽光発電システムの普及もある程度進みましたし、今、新しい家を建てられるところというのは、標準的に、そういうものが組み込まれて建設をされると、そういう時代になってきましたので、平成29年度をもって、町の補助制度というのは廃止を、補助金要綱は廃止をさせていただいたところであります。

太陽光パネルの設置につきましては、一方では、そうした温暖化、CO₂削減への効果というのは、当然あるわけですが、自然エネルギーとして、ただ、プラスの面だけじゃなくって、やはりマイナスの面も秘めております。休耕田や山林の急傾斜地への設置による自然環境への影響、また、反射光による近所トラブル、景観問題もありますし、悪質業者による無計画な森林伐採や土砂崩れなどの人的な災害、自然豊かな佐用町の景観を考えた場合に、有効活用しようとすることで、耕作放棄地や空き地を太陽光パネルで全て埋め尽くされることは、逆に、決して、よい景観という、また、環境というふうにはならないという面もあるわけであります。

ご質問にございます、先ほど申しました折れ曲がる、曲面になる製品というのは、「ペロブスカイト太陽電池」という名前と呼ばれておりますけれども、軽量で曲げられるほか、室内光でも発電できるという優れた次世代の太陽電池、発電パネルだというふうに聞いておりますけれども、耐久性が、今のところ、まだ、非常に低くて、量産安定性が低いという、まだまだ、課題もあるようです。製品化をされるということですが、価格の面、また、そうした現在のように、20年間の固定した買取制度、その後も、まだ、20年だけじゃなくて、継続して、まだ、発電ができるような、そういう耐久性を備えたものというのが、やはり求められるというふうに思っておりますので、そのへんは、また、技術の開発にあわせて、よく情報を得て勉強していかなければならないというふうに思います。

こういう、そのように、日々、こうした新たな技術開発が進められておりますので、新たな再生可能エネルギーの推進策も、当然、行政としても検討する必要がありますが、現在は、太陽光発電以外にも住宅設備そのものに省エネ性能を備えた省エネルギー住宅に対する新築やリフォームの国の補助や優遇税制もございますので、国や県、近隣市町などの動向なども注視しながら、必要に応じて佐用町に最も即した「新たな再生可能エネルギーの推進」とCO₂削減という課題に取り組んでいきたいというふうに考えております。

最後の質問の中で、役場の公用車という点についてですけれども、電気自動車か水素自動車の配置があるかということですが、役場の公用車、スクールバスや非常備消防車両など様々な車両を含めて、総数190台、今、公用車を保有しておりますが、その中で、電気自動車は役場本庁に1台配置をしております。また、ハイブリッド、今は、ほとんどハイブリッドが多くなっておりますけれども、これは5台あります。あと、水素自動車につきましては、燃料の供給ができないために、今のところ水素自動車というのは、まだまだ、今の状況、環境の中では配置するという段階ではないというふうに判断しております。

ただ、これ、ハイブリッドが少ないというのは、役場の公用車は軽自動車が非常に多いんです。

通常、町内、いろいろと各担当課が使用するのに当たっては、基本的には軽自動車が多いものですから、そうしたハイブリッドなりの、まだ車両というのは少ないという現状だということをお知らせをさせていただきます。

以上で、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長の説明ありましたように、町役場としては、申山も条件的に早く設置したために、買取り価格もよくて、売電については、ほかの子育てとか、いろいろな面について、貢献いうか、いい面にされております。

それから、各学校のプール跡とか、そういう空き地にも、上月小学校の上の、そういう面について、町役場としては、頑張っておられるのかなという気もいたしますけれど、そこで聞くんですけれど、各学校とか住宅の屋根については、町営住宅については、パネルが全部張ってあるんですか。そこらへんはどんなんでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答えします。

住宅につきましては、かなり古いものから建設したものでございますし、特に、そういったパネルを設置しているというところはございません。以上でございます。

あと、はい。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 新しく水害後に建設しました久崎の住宅には、太陽光パネルを設置をいたしました。

ただ、課長言いましたように、かなり整備してから、ほとんどの住宅古くなってきております。これは、これから太陽光のああいいうパネルを設置される一般の住宅の方にも、ちょっと情報として、私もお話をさせていただきたいんですけれども、やはり既存の建物に設置をしようとするれば、それをとめる、固定する、そうした装置、金物が要ります。そういうものを、無理に設置をしていくと、屋根というのは、本当に雨漏りの原因ですよね。屋根を痛めてしまうということは、それは非常に大変なんです。それを、今度、修理しようとする、また、パネルを全部外して修理しなきゃいけないというようなことにもなりかねません。

だから、私は、特に瓦とか、今よく言う、昔でいうカラーベストとか、いろんな屋根材がいっぱいあるんですけれども、屋根を貫通して下から固定金具をつけるようなつけ方というのは、絶対しては駄目ですし、また、横から出してくるのも非常に無理ですし、です

から、そのへんは、新しく、最初からパネルを取りつけるという、そういう計画の中でつくられたものについては、当然、いろんな対策はしてありますから大丈夫だと思いますけれども、よく、今、太陽光パネル設置しませんかというような、昔は、今でもあるのかとは思いますが、いろんな方が、勧誘があったりするんですけども、あまり、そこに屋根があるから太陽光、発電だけをして、それだけ、いろんな環境面にも貢献できるし、また、売電もできるしということで、いい面ばかりじゃなくって、十分に、そこらあたりは、屋根につけるということは、非常に風邪の影響とか、いろんな面で、非常に危険な、飛ばされてしまえば、非常に危険なところもありますし、家を傷める危険もありますので、そこは、十分に皆さん方、注意していただきたいということ、申し添えておきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今さっきお尋ねした、小学校、中学校、保育園等の屋根にはどんなんですか。それは、もう設置、既にされておりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 最初の設計から考えて、少しだけ設置されているのは上月中学校のみです。

あとは、太陽光パネルという形は、大がかりなというか、そういう規模のあれはないです。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 岡本義次議員。

上月は、後からつくったということで、設置されたようでございますけれど、ほかのところについては、いわゆる設置されていないのであれば、設置、あとするような考えはあるかどうか、そこらへんは、どうですか。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほど、町長が言われましたように、既存の施設に、後からつけるとなると、いろんな面で課題も出てきますので、そういったことを検討しながら、進めていかなければならないなというふうには考えております。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君）

岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）

円光寺の私とこの家の横の方は、屋根に、そういうふうに設置されて、順調よくいっておるようでございますけれど、田舎は、空き地というのが、庭とか角に畳 1 枚ぐらいな、そういうパネルしてでも、その家が使う電力については、賄えるというぐらいな格好でやっていけば、佐用が、よそに負けず、いち早く CO₂削減にやっておるということが出来るんじゃないかと思うんですけど、それも、補助が、町長、今、言われたように打ち切ったというようなことでございますけれど、やはり、お風呂でも太陽のしておったら、日が当たれば、燃料使わなくても、それ十分、暖かくなっておるということでございますし、それから、そういう、どう言うんですか、今、ブラジルの大統領が、自分とこの森林を切りすぎて、一時はトウモロコシとか果物つくって収入があって、ええように思っておるんですけど、もうアマゾン川が干しあがってしまっ、従来のことが出来なくなっておるということで、そういう大統領、日本へ今度お見えになった時に、（聴取不能）でお迎えするということでございますけれど、そこらへんは、ちょっと、よその国のことでございますけれど、やはり、それだけ、どっこもが気をつけてせんとあかんようなことになっておるのに、今、石油とか石炭を使って発電しておるところが、まだ、たくさんあって、日本も先進国としては、まだ、ほかの国の先進国の中では、一番ベベタであると言われております。

ですから、この今、新聞なんかに出ていますけれど、船にしても、全部、水素で走らせたり、いろいろなことで削減に取り組んでおります。

佐用の企業については、どのようにしてくれとか、そういうようなことは言われたことがあるんでしょうか。そこらへんは、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

この地球温暖化のこの課題というのは、世界的、この地球環境の大きな課題、問題であります。このことは、もう既に、いろんな国際会議等、いろいろと日本も参加をして、削減目標というものを設定しながら、産業界においても、いろんな面でお互いに、これは、それぞれが取り組んでおられるわけです。町から、こうしてください。こうしてくださいというような話ではなくって、もう既に、町は町、個人は個人としても一人一人も、そういう問題に取り組まなきゃいけませんし、行政としても、先ほど、申し上げましたように、これまで、かなりそういう面で、大規模な太陽光発電の設置をしたり、いろんな取組もしてきております。

当然、産業界、企業においても、やはりエネルギーの消費を少しでも減らす、これは会社の経営としても必要ですし、環境面でも必要だということで、どの企業においても、そういう考え方を持って企業活動をされているということは、これは、もう誰もが認めるところではないかなというふうに思います。

ただ、こうした太陽光パネルとか、どんな、風力にしても、それをつくるための設備が要ります。まず、それを、また、更新していかなきゃいけない。維持管理していかなきゃいけない。だから、それに、ものすごいエネルギーも逆に使っているんですね。

だから、この何をすれば、これだけ計算上削減できますと言っても、その裏に、さらに、それをつくるために、どれだけの、また、逆に、そうした CO₂を排出しているか。こういうことを、やはり、もう一度、やっぱり誰も考えないと、いい面だけを捉えて、この話を

しても、なかなか世界全体の CO₂削減は難しい。

だから、CO₂削減というのは、最終的には、最後と言いますか、これができるのは、もう自然の中で光合成だけなんです。植物によるひかり合成、光合成によって CO₂は吸収されていくわけで、逆に排出だけじゃなくって、吸収することを、やはり佐用町なんかは特に、これ森林がたくさんあって、日本というのは、それだけの森林の国であります。

先ほど、アマゾンなんかも、そういうことで世界一の、あそこはジャングルが、熱帯雨林があるところだったわけですが、そういうものが、やっぱりなくなっていくことによって、削減するよりかは、逆に吸収するほうも、どんどん減ってしまうと、これが、私は、一番問題だということで、町行政としてもできること、やっぱり責任を果たしていこうということで、森林の整備、また、そうした森林の再生、そういうことにも取り組んでいるんだと、そういうことを、知っていただきたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 各企業にも、やはりある程度、あなたたちで努力はしていただいておりますけれども、どれぐらいな感じなんですかというような、アンケートも含めて、聞いてみて、極力、経済のほうから、今、それをやる以上に、それだけの負担が要るかも分からんけれど、それを乗り越えんと、企業としても、やっぱり、ついていけないような時代になってきております。ですから、そこらへんも含めて、やっぱり確認して埋める必要があるんじゃないかと思えますし。

それから、日本にしても、佐用にしても、森林が、本当に、もう 70%ほどというようなところは、気温がそんなに上がらないし、涼しいいうんか、山の価値の見直しというのは、やはり、どう言うんですか、ものすごい皆さん、分からないだけに、やっぱり雨が降って、それを保水して、また、徐々に流して農作物にも使えたり、飲料水にも使えるということで、山というのは大事なものであるというのが、もうひとつ全体の人が分かってないんじゃないかなという気がします。

ですから、庵治町長が、山にそうやって着目されて、そうやって植えてやられておることは、非常にいいことじゃないかとは思いますが、やはり、そういう山の大事さ、山の価値というのを、今後とも、全部、佐用町の人も含めて、認識していただいたらいいんじゃないかと思えます。

私の質問は以上でございます。これで終わります。

議長（千種和英君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、4 番、高見寛治議員の発言を許可します。高見寛治議員。

〔4 番 高見寛治君 登壇〕

4 番（高見寛治君） 議席番号 4 番、高見寛治でございます。

今回の私の一般質問は 1 点です。通告書に基づき、質問をさせていただきます。

この席からは、これからの健康づくりの推進について、質問をさせていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

第 115 回定例会で、アフターコロナでの健康づくりについて質問をさせていただきました。今回は、これからの健康づくりについて伺います。

令和4年3月策定の佐用町第2次総合計画後期基本計画、令和4年から8年度の第4節、佐用の健康と福祉を創造するの3、健康づくりの推進の施策の方針の中に「町民一人ひとりが生活の質を高め、健康寿命を延ばすことができるよう、妊産婦期から高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて楽しみながら、主体的かつ継続的に健康づくりや食育に取り組み、豊富な地域資源を十分に活用していけるよう推進します。さらに地域のさまざまな活動主体、行政が連携しながら健康づくりの輪を広げるよう努めます」とあり、そして、主要施策と概要の中に、総合的健康づくりシステムの確立として、「町民の健康情報を一元的に管理するデータヘルス事業を推進し、保険・医療・福祉・介護に活用します」と記述があります。

健康づくりは一朝一夕に結果ができるものではなく、長く継続することでその効果が分かってくるものと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

- 1、健康情報を管理するデータヘルス事業の進捗状況は。
- 2、要支援・要介護に認定された要因は。
- 3、全てのライフステージにおける健康づくりの取組は。
- 4、健康寿命を延ばす取組は。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君） 庵迩町長。

〔町長 庵迩典章君 登壇〕

町長（庵迩典章君） それでは、高見寛治議員からの、これからの健康づくりの推進についてのご質問にお答えをさせていただきます。

「心身ともに健康な生活を送りたい」というのは、全ての方の願いであり、毎日の生活がいきいきと豊かで元気に過ごすために、子供から高齢者に至るまで生涯にわたって、生きがいづくりと健康づくりの推進が重要であることは言うまでもございません。

まず1点目の、健康情報を管理するデータヘルス事業の進捗状況についてでございますが、データヘルス事業とは、医療保険者が健診やレセプトなどの健康医療情報を分析し、加入者の健康状態に即した保健事業を展開する取組であり、健康寿命を延ばし医療費の適正化を図るものでございます。佐用町においては、KDBシステムという、国保データベースシステムを活用し、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の被保険者の皆様の医療情報や特定健診等の情報、介護情報を一元化して活用して、佐用町の医療費の分析や動向、健診・医療・介護からみる地域の現状把握や健康課題の把握などを行っているところでございます。そして、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」における対象者の選定をして、保健師や管理栄養士が訪問するなど個別への支援や指導にも活用をいたしております。さらに、「健康かるて」という、データバンクシステムには、妊娠期から出生、乳幼児期の健康情報、町民の皆様が受けられた特定健診やがん検診、さらに予防接種の情報を入力して管理をいたしております。

次に、2点目の要支援・要介護に認定された要因について、お答えをさせていただきますが、令和5年度の認定者数は、要介護 1,081 人、要支援 461 人でございます。介護認定で最も多い要因といたしましては、整形外科疾患で 23.8%を占めております。整形外科疾患は、自立した生活のための移動等の支障となるものであり、住宅改修等介護保険を利用して生活環境を整える必要があるため、介護保険申請が必要になってまいります。次いで、認知症が多くて 13.3%となっており、以下、心疾患、高血圧、脳血管疾患、糖尿病などが

介護認定の要因となっております。いずれも、壮年期からの健康管理が必要な疾患とも言えます。

続いて、3点目の全てのライフステージにおける健康づくりの取組はということと、4点目の健康寿命を延ばす取組については、関連がございますので一緒にお答えをさせていただきますが、まず、健康寿命について平均寿命と併せて説明をいたします。

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のことを言い、平均寿命は、ゼロ歳児における平均余命のことで、寝たきりや、要介護状態の期間も含む指標でございます。佐用町における健康寿命及び平均寿命は、兵庫県の平均と比較して大きな差異はない状況でございますが、健康寿命をいかにして平均寿命に近づけていくか、いわゆる健康寿命を延ばすために、何をどう取り組むかということが重要な課題となっております。

健康づくり分野での取組は、特定健康診査やがん検診の結果説明会や特定保健指導の実施のほか医師や歯科医師、理学療法士などを招いて「健康づくりセミナー」を実施いたしております。また、特に生活習慣病の1つである糖尿病は、重大な合併症を引き起こし、その人の日常生活動作を著しく低下させ、認知症の発症リスクも高めるために、重症化予防の啓発を行うとともに医療機関等と連携して、できる限りの食生活を含む生活改善につなげていく指導に努めているところでございます。そのほか、自ら進んで健康づくりを行う町民の皆様を応援するために、町商工会と連携し健診や教室に参加したり、飲食店で減塩メニューを利用したりした場合にポイントを付与する取組や、働く世代への運動の習慣づけとしてチーム対抗で60日間の歩数を競うチャレンジウォークなどを実施もいたしております。毎年多くの方に参加をしていただき、今年度は21チーム105人が脚力や心肺機能の強化につなげていただいております。

また、高年クラブにおいて、3キロ程度の健康ウォーキングや各自で歩く、チャレンジ100日健康ウォーキング及びグランドゴルフ大会やペタンク大会などにも参加し、心と体の健康づくりにも取り組まれているところでございます。そして、町内43か所で取り組まれている、無理なく楽しみながら通う場として、いきいき百歳体操の普及にも力を注ぎ、頭と体の健康教室、さらに今年度から、元気アップスクールにも取り組んでおります。

また、健康長寿の推進のため、生命と健康の源である食の推進を実施いたしております。幼児期には生活リズムを整え、朝食を摂る、成人期には野菜を十分に摂り適正体重を維持する、高齢期にはフレイル予防いわゆる加齢による虚弱な状態を予防するため多様な食品の摂取など、年代に応じた食育の推進を図り、食育リーダーの育成として、いずみ会のリーダー養成講座にも取り組んでいるところでございます。

さらに、食事や人との会話を楽しむなど、生活の質を確保するための大切な要素となる歯と口腔の健康づくりにも取り組んでおります。歯周疾患は心筋梗塞等の動脈硬化疾患や呼吸器疾患、低出生体重児及び認知症等の誘因ともなりますので、乳幼児期から高齢者に至るまでの歯と口腔の健康づくりで「8020」を目指すべく、保育園、小学校、中学校、高校でのブラッシング指導や口腔ケアの健康教室の実施にも努めております。

体力づくり分野では、体を動かす楽しさを幼児期から体験できるよう幼児の体育事業を実施し、町民プールにおいては、年代に応じたスイミングスクールやアクアビクスなども実施いたしております。

そのほか、町内各地域、約30か所で自主活動をされている「体と心の健康体操 健生会」がございます。この健生会の活動は、町の健康づくり事業の一環として始まりましたが、その後、参加者の中から指導員資格を取り、各地域での自主活動となったものでございます。今では、資格を持った指導員が公民館等で、子供から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、週1回程度教室を開催されております。この柔軟でしなやかな体力ある身体（か

らだ) づくりを目指した、熱心な取組で多くの方が笑顔になられているというふうにお聞きいたしております。こうした取組に感謝をするとともに、これからも健生会の活動を広めていただきたいというふうに願っているところでございます。

このように、ライフステージに応じた健康づくりは、各年代での適切な予防策や生活習慣を取り入れることで、長期的な健康維持や病気の予防にもつながってまいります。今後も、健康寿命延伸のため、これらの取組を継続していくとともに、保健部局や介護予防部局だけでなく、生涯スポーツ部局も含めた連携に努め、町民一人一人の生きがいくくり、仲間づくり、そして心身の健康づくりにつなげるよう、努力をしてまいる所存でございます。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 丁寧な答弁を、どうもありがとうございます。

データヘルス事業の件なんですけれども、このデータヘルス事業、いろんなところからのデータを集めて、それを町民の皆さんに還元していくというような内容の説明があったと思います。

保健・医療・福祉・介護ということで活用するということがあるんですが、その健診結果を一元的にまとめて、それを受けられた方に還元していくというようなことだったんですが、もう少し住民の皆さんに、具体的にこういうことができるんですよというような、具体的な内容がありましたら、ちょっと、お聞かせいただきたいんですが。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

具体的に申し上げますと、データヘルス事業の取組でございますが、例えば、特定健診を受診されます。そういったものが、そのデータヘルスの中に取り込まれて、それと、それから、そういったものを全ての受診者の方の、今、申し上げたのが KDB システム、これが国保のデータベースになりますので、国保の方の受診というふうな形になりますが、国保で国民健康保険を持っておられる方の特定健診につきまして、全部データを取り込みまして、それを分析する。分析しまして、佐用町での状況、こういったものに一番取り組みば有効かというようなことで分析するわけなんですけれども、そういったものが、ここ近年ですが、糖尿疾患とか、それから、肝疾患ですね。アルコール問題、それから糖尿病に関する問題というものが、非常に明らかになっております。

ここ数年間、医療費を見ましても、入院、それから、通院に関しましても、糖尿病に関しては、非常に高い率を占めております。

ですので、そういったものを利用して、皆さん方に糖尿病の重症化予防というようなことで、還元させていただいております。

具体的には、健康セミナーで専門の医師をお呼びさせてもらいまして、糖尿病性腎症の観点からお話しいただいたりとか、糖尿病そのもののお話をいただいたりとかするということで、皆さん方には還元させていただいております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） ありがとうございます。

そのデータを個別の方に還元していくというふうにお答えがありました。

私、このデータヘルス事業という名前だけで判断しても駄目だったんだと思うんですが、今、国が推奨しているようなデジタル DX のような事業というふうなことを、ちょっと、考えておりました。たくさんの機関が連携をしながら、そのデータを使つての医療のこととか、保健のこととかするのかというふうに考えておりました。

例えば、関係の方に、タブレットとかを持っていだいて、病院に来ることなく、その医療のデータを使つての医療的なこと、福祉的なことができていくのかなと思っておったんですが、将来的にですけど、そういうふうな、もう少し伸ばしていく、膨らましていくようなことは、何か考えていらっしゃるでしょうか。お尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

もう1つ KDB システムと併せて、先ほど、町長が申し上げましたとおり、答弁書でもありましたように、健康かるてというものがございます。この健康かるてというものが予防接種の状況ですとか、それから、特定健診、それから、がん検診、それから、子供の健診といったものを全てのデータを取り込まさせていただいているものがございます。そういったものに関しましては、今現在、他市町との情報連携という形で、その結果の一部を吸い上げまして、他の自治体との連携というものができつつございます。そういったように、他市町との連携が、少しずつできてまいってますので、これからは、また、本人さんが見て取れるようなことが、DX の中で行われていくものというふうな形で考えております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） DX は国家的な戦略となっております。いい時に取組をしていただき、事業費もかかることですので、タイミングよく、これからの事業に取り組んでいただければと思います。

言われましたように、住民の皆さんが、便利で使いやすい事業として、今後、実施されるように期待をしております。

次にですが、要支援、要介護に認定された要因の件なんですが、具体的に、ちょっと、聞くんですが、整形外科疾患というのが 23.8.% という答弁があったんですが、その整形外科疾患、できれば具体的にどういう状況なのかというのを、教えていただければと思うんですが、お願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高年介護課長。

高年介護課長（山崎二郎君） お答えいたします。

主なものとしては、大腿骨骨折、あと脊柱管狭窄症などが主なものです。

そういったものを予防するために、高年介護課としては、いきいき百歳体操の普及を努めております。推進しております。いき百を推進することによって、筋力をつけて、筋肉をつけることによって、体が軽くなる、転倒をしにくい体をつくる。介護要員の一番となっております、この整形外科疾患を防ぐ取組を行っております。以上です。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 答弁の中で、1 番から 5 番、6 番ぐらいまでのことを説明していただきました。

今、骨折とか脊柱管狭窄症という病名が出てきたんですが、この現在の要支援、要介護の要因を分析すると、佐用町の住民の健康の傾向が分かってくるのではないかと考えます。

例えば、骨折が多いのであれば、その骨折をどう予防していくのか、ライフステージの早い段階で予防措置や教室、講座でそのことを、しっかりお知らせをして、年齢を重ねた時に、その状態にならないように予防していくことができるのではないかなと思うんですが、その点について、今、高齢期になってからの、いきいき百歳体操のこととかを言われたんですが、ほかに何か考え方みたいなのはないでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

そういった予防的な、早くからの予防的なことに関しましては、健康増進室であります介護予防、いわゆる健康増進というところでさせていただいておりますが、例えば、食育に関しまして、壮年期から骨粗しょう症の予防をしましょうというような形で、カルシウムを取る形、それから、小さい幼少期からの食育というものに取り組んでいるのが、そういった更年期を迎えるための骨折予防ですとか、そういったものになるかというふうに思っております。

それから、健康セミナーの中でも、やはり、壮年期の方に対して、腰痛のある方が非常に多いということで、腰痛予防という形の理学療法士さんをお呼びしてさせてもらっているものがございます。そういったところで、骨折の予防ですとか、転倒予防ということで、歩き方ですとか、それから、普段の体のメンテナンスですね、そういったものを講義していただいたりとか、それから、その中でも、骨粗しょう症の予防ということで、どういった生活、それから、食生活をしていったらいいかというようなことをお伝えさせていただいております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

それぞれの、やっぱりライフステージ、次のことに関係してくるんですが、ライフステージの中で取り組めることが、しっかりあると思います。

要因を、しっかり関係団体の方で共有をしていただいて、佐用町では、こういう疾患が多くて、支援、介護になっていく、認定されていくというのが、今、分かっているのも、そうならないような取組が、いろんな方向からのアプローチが重要になり、また、できるようになるのではないかと考えております。

次ですが、ライフステージについてのことです。ライフステージというのは、いろんな解釈があるかと思うんですが、食育の関係で、ちょっと調べてみました。そうしますと、乳幼児期、妊娠中から 5 歳頃。少年期が 6 歳から 15 歳頃。青年期が 16 歳から 24 歳頃。壮年期が 25 歳から 44 歳頃。中年期として、45 歳から 64 歳頃。高齢期として、65 歳以上ということで、6 段階。言いましたように、食育の関係のライフステージの分類でございました。

これも食育というのは、答弁にもありましたように、大きなウエイトを占めてくると思います。それこそ、妊娠中から、もう、そういうのは始まっておりますので、重要なことやということで、答弁でもいただきました。

全てのライフステージの取組では必要なんですが、乳幼児期から青年期まででいうことにつきましては、主に就学している時期が、その時期になろうかと思っておりますので、主に保護者の方や学校での健康づくりの取組をしていただけることが重要になるんじゃないかなと考えております。

その中で、壮年期、中年期、高齢期の取組が重要になってくると思うんですが、お答えの中にもありました、高齢期のほうでは、いきいき百歳体操、新しい事業の取組もあるということだったんですが、健康講座、教室というのも開催されると聞いたんですが、特に、その壮年期ぐらいの時に、25 歳から 44 歳、就職、お仕事に就かれて、それが忙しくて、なかなか、健康づくりのほうに目が向かない時期になれへんかなとは思いますが、そういう時期での具体的な取組というのは、何かあるんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

1 つに、先ほどの答弁にもございましたように、職場対抗のチャレンジウォーク、これが 1 つのツールになっているかなというふうに思っております。

これが、本当に若い方が参加してくださっていきまして、それぞれの職場で、5 人を 1 チームにされまして、歩数を競い合うということをさせていただいているわけなんですけれども、その中には、非常に若い方、20 代の方から 30 代の方、特に、そういった方をターゲットに、30 代、40 代、50 代、そこ一番運動とか、それから、食生活ですとか、そういったものに着目してほしい年代をターゲットに、この健康ウォークを、チャレンジウォークをさせてもらっていますので、させてもらったところ、それぞれの職場から 5 人を選出させていただいて、チャレンジしていただいております。

その中では、皆さん、歩くことで、本当に歩数が上がって、それを競い合った、それで終わりというわけではなくって、皆さん方の感想を見ますと、その中で、自分の生活に目を向けれたとか、それから、食生活にも目を向けれたというようなことが、非常に多く、感想として上がってきておりますので、そういった部分では、チャレンジウォークの、この取組はいい、ある程度の効果があったというふうには考えております。

また、健診を受けられた方、この中には 39 歳以下の方も、たくさん受けられる方いらっしゃいます。その中では、健康で、その結果から、少し体調を崩されそうな方、それから、数値が少し外れている方に対しては、そういった方々に対して、結果をお出ししまして、教室への参加を呼びかけさせていただいたりとか、それから、相談事業に関してお呼びかけさせていただいております。そういったふうに、個々にはなりますけれども、電話連絡等をさせていただいているような状況でございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

いろいろな方法で取組をされているということでした。

この壮年期からのステージの方につきましては、健康づくりに関する、言われました情報とか事業を、いろいろな方法で提供していただいて、それを取得して実践をすること、実践をして継続していくことが、とても大切ではないかと思っております。

現在、実施されております健康講座、それから、健康講座などが、皆さんに受講できやすいように考えていただいて、継続をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、健康寿命を延ばす取組なんですけど、答弁でも言っていたんですが、健康寿命とは健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間のことで、具体的な年齢は、答弁の中ではなかったんですが、健康寿命の全国平均です。2023 年に発表された数値です。全国平均です。男性が 72.7 歳。平均寿命が 81.09 歳で、その差が 8.39 年。女性が 75.4 歳、平均寿命が 87.14 歳、それから、その差が 11.74 年ということで、男性では約 8 年、女性では約 11 年の間、不健康な期間となり、医療や介護のお世話になっているという数字的なことですが、なんですね。

この期間を少しでも短くするために、健康寿命を延ばして、当事者、その家族、関係の皆さんの精神的、肉体的、経済的負担が軽減されるよう取組を進めていく必要があると思います。

健康寿命を延ばすには、今までお答えしていただいたことを実践、継続していただければ、結果として現れてくるのではないかと思うんですが、そのへんはどうでしょうか。健康寿命を延ばすことについて。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（千種和英君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

まず、最初に佐用町の健康寿命と、それから、平均寿命の差でございますけれども、令和 2 年度の統計によりますと、男性で 1.46 年、それから、女性で 3.60 年というふうな形

になっております。

県下では少し低い値になっているわけなんですけれども、兵庫県の平均とは、ほとんど差はないというふうな形になっております。

ただ、この、少しでも、本当に平均寿命と健康寿命が、ほぼ一致するぐらいの生活の仕方というのは、非常に望まれるところだと思っております。ですので、私たちは、健康福祉課の専門職でございます保健師、管理栄養士、それから、歯科衛生士等々、特に、小さい間から、幼少期からの健康づくりというものを一貫してさせていただいておるつもりでございます。

ですので、そういった小さい頃からの取組が高齢期になってからの健康である健康寿命を延ばすというところにつながるのではないかなというふうに思っておりまして取り組んでおるところでございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 今、健康寿命のことで、具体的な数字が出たんですが、その健康寿命のことで、佐用町のことについて、ちょっと、言わせていただくんですが、これは、ちょっと、7月の時に所管事務調査の時にいただいた資料で、今、課長が言われました令和2年度の数値で、男性が健康寿命の年齢ですが80.6歳、女性が84.5歳で、今、言われました不健康な期間というのが男性が1.5年、女性が3.6年ということなんです。

全国的で調べたところによると、ものすごく少ない数字であったわけなんですね。これを、説明していただきました。

これは、兵庫県の健康寿命の規定が、日常生活動作が自立していることと規定されておられて、不健康な状態を、介護保険の要介護2から5の状態として、それ以外を健康な状態として算定しているためで、言いましたように、全国の数値と比べて、とても短い数字になっています。これは、兵庫県のデータの集約の仕方がそうなので仕方がないと思うんですが、全国平均からいうと、ものすごくよい数字になっていると思うんですね。

ですので、健康寿命の数値として、これを使う時には、ちょっと、説明等を入れたほうが誤解をされなくてもいいかも分らないと思います。もし、そう思っていたら、ちょっと、注釈でも入れていただければと思います。

通告書の中でも言いましたが、健康づくりは、一朝一夕に効果が出るものではありません。現在、実施されている事業や、これから取り組まれる事業を、しっかりと継続されて、10年、20年後に現在の数値と比べた時に、要支援、要介護の認定要因も年齢も人数も、いい方向に変化してきていると思います。

若い年齢から健康づくりは自分のために必要であるということを、しっかり認識していただき、健康づくりへの意識が高くなり、健康教室や講座への参加も多くなってくるのではないかなと思っております。

将来、佐用町が健康づくりで先進的な実態になることを期待いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後 1 時 10 分とします。

午前 11 時 39 分 休憩

午後 01 時 10 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問を行う前に、午前中の発言につきまして、浅野教育長から訂正の申出がありますので、発言を許可します。浅野教育長。

教育長（浅野博之君） 失礼いたします。

午前中に、岡本義次議員のほうから、太陽光発電について、学校施設の状況はというお尋ねがあったと思うんですが、少し訂正をさせていただきたいと思います。

まず、上月中学校は建設当初から、そういった計画で特別棟の屋根のほうに太陽光発電が設置されておりますが、その後、平成 22 年にほかの 3 中についても 10 キロ程度の太陽光発電が設置されております。

小学校はございません。

4 中学校とも、それぞれ 10 キロワット程度で売電はいたしておりません。自家消費で行っております。訂正してお詫び申し上げます。

議長（千種和英君） 引き続き一般質問を行います。

続いて、5 番、大内将広議員の発言を許可します。大内将広議員。

〔5 番 大内将広君 登壇〕

5 番（大内将広君） 議席番号 5 番、大内将広です。通告に基づいて、3 点、質問させていただきます。

この席からは二地域居住促進の町の支援について、質問します。

残り 2 点は、所定の席で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

二地域居住を促進する改正広域的地域活性化基盤整備法が、今年、11 月 1 日に施行されました。

二地域居住は、都市と地方の 2 か所の居住を持って、都市の利便性と地方の自然豊かな生活の両方を楽しめるのが大きな魅力で、移住と比べて、始めるハードルが低いのも利点といえる。国土交通省の 2022 年調査では、約 3 割の人が二地域居住に関心を示していた。同調査では、二地域居住をしている 18 歳以上の人が全国で約 710 万人いると推計。始めた主な理由には「ゆとりある生活」のほか「親の介護」などがあがっている。

それで、①つ、空き家対策などで、佐用町に移住された方の件数、二地域居住の方の件数は。

②番、二地域居住に現在どう取り組まれて、どういう支援をされていますか。

③番、二地域居住のメリット、デメリットは。

④、二地域居住促進の改正法が施行されたことにより支援がしやすくなったことで、取組として、今後何か考えられていますか。

以上、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からのご質問、まず、二地域居住促進についての支援のご質問にお答えさせていただきます。

現在、佐用町の二地域居住の取組につきましては、佐用町空き家バンク設置要綱第1条に定めております、「佐用町における空き家の有効活用を通じて、佐用町と都市住民等の交流拡大及び定住促進により地域の活性化を図るために実施する」としており、定住・移住だけに限らず、二地域居住も対象として対応はいたしております。

また、令和2年度末に国土交通省が発足した全国二地域居住等促進協議会においても、佐用町は当初から、これに参画をし、情報収集をしている状況でございます。

それでは、①点目の空き家対策などで、佐用町に移住された方の件数、二地域居住の方の件数についてでございますが、平成28年度からの空き家バンク制度施行後の佐用町への移住者は、平成28年度が6件、平成29年度が11件、平成30年度が8件。令和に入って、元年度が6件、令和2年度が9件、令和3年度が9件、令和4年度が8件、令和5年度が7件、今年度、令和6年度11月現在までが9件の計73件であり、そのうち、二地域居住者の件数は7件というふうになっております。

次に②点目の二地域居住に現在どう取り組まれて、どういう支援をされていますかということでございますが、冒頭での説明のとおり空き家バンクを利用していただく方には、問い合わせや相談の初期段階から二地域居住の希望者に、どのような意向があるかを確認とあわせてご案内をしており、この時にホームページにも掲載しております各種支援制度の説明もさせていただいております。

また、成約となった場合は、地域へスムーズに溶け込めるように、通常の移住者と同様に地元自治会長を中心に「顔合わせ」の会を設けております。

次に③点目の二地域居住のメリット、デメリットについてでございますが、メリットといたしましては、1点目として、佐用町の生活を体験してもらうことで将来的に移住、永住してもらえらるきっかけづくりとなり、結果としては人口、また、税収の増加へつなげることができるということであろうかと思えます。

また、2点目に、人口減による地域活動の課題において、新たな地域の担い手としても期待ができます。

3点目には、空き家を購入・賃貸いただいた場合は、空き家の有効活用による危険空き家の増大の低減にもつながります。

4点目に、二地域居住者が就農される場合、休耕田・遊休農地の有効活用が、また、起業される場合であれば新たな仕事や雇用が期待できるわけであります。

一方、デメリットといたしましては、個人差にもよりますが常時おられないことから、地域との関係についての問題が挙げられます。移住者に対しての期待や、地域つき合いを通しての活動協力等々が思ったほどにならなかった場合の不安・不満の懸念、また、二地域居住を断念、佐用町から出られるとなった時には空き家となるので、空き家バンク等の活用や以降の管理などについて十分な事後対応をしていただけるかどうかの問題というの也被えられます。

最後に④点目の二地域居住促進の改正法が施行されたことにより、支援がしやすくなったことで、取組として、今後、何か考えられていますかということでございますが、現在、空き家バンク制度において、二地域居住希望によっても対応ができておりますので、今回の改正によって、特定居住促進計画の作成等の急務な対応は予定はいたしていませんが、

まずは県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画の作成が前提となっておりますので、今後は県の整備計画の策定状況等の情報を共有しながら検討していく予定としております。

以上、このご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 今、町長から、いろいろ丁寧な回答をしていただき、ありがとうございます。

居住された方が、平成 28 年から今年 11 月まで 73 名、73 件ですか、それで二地域居住が 7 件と聞きました。二地域居住というのは、もっと多いのかなと思ったんですが、そのへんが、非常に人数的に少ないなと思いました。

私の住んでいるところに二地域居住のひと、それから、定住の方がおられます。

町長が言われたように、二地域居住の方のほうのつき合いが、やはり希薄になってしまふということはあると思います。月に 1 回帰って来られるか、帰って来られないかというような感じなんです。

その点、二地域居住のほうが、ハードルが低くて、これから、どんどん増えるのではないかなという予測もするんですが、その交流というのか、それをもう少し具体的に何かいい方法があれば、お知らせお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 空き家バンク制度というのを制定して、空き家バンクの活用を 1 つの目的として、そうした移住者、また、二地域居住というふうな方についても受け入れていくということで、先ほど申し上げましたような方々が、この制度を利用して、佐用町の空き家を活用しながら移住していただいたり、また、生活の拠点として、それぞれ、その生活に合わせた自分の生活を皆さんされているわけですが、二地域居住とか、件数が少ないと、私も、これは、二地域居住の定義といいますか、どの程度で考えるかというので、かなり違ってくるのではないかと思います。

もともと、どこかで生活されていて、そこから、例えば、そこを、そのまま、ある程度は、それまでの基盤、生活基盤というものが残ったまま、こちらの佐用町のほうに来ていただいて、やはり、そことの、また、行き来をしながら、生活されている方も、結構、私は、あるんじゃないかと思います。どちらに比重を、軸足を置くか、そういうところで、調査したわけじゃないのでね、あまり、そういう今の結果になっているのかなと思いますし、また、国は、そういう空き家を活用するのを促進するために、今、大内議員も、中でお話のように、できるだけハードルが低く、皆さんに、生活、2 つの地域で、いろんな多様な生活を送っていただくと、これは利用する人にとっては、それはそれで、そうした、いろいろな生活、自分なりの考え方、生活の中で楽しめると思うんですけども、受け入れる側の町にとっては、例えば、住民票をこちらに移されるわけではない。ですから、そうした税を納めていただくということは、ほとんどないということです。固定資産税とか、そういうものにしても古い家ですから、非常に安い、低いですし、ですから、これ国は、

こういう制度を机上でつくって、実際に受け入れる側、実態の生活の中で、じゃあ、どこが、いろんな公共サービスとか、そういうものの問題を、どう、やっぱり考えていくか、案外、そういうことまで考えてないんですよ。

で、二地域居住というのは、かなりやっぱり、その問題が、私ははらんでいると思います。

ただ、自分の生活の中で、その方の都合だけで、週に1回来られる方、また、月に1回来られる方、いわゆる別荘代わり、別荘ですからね、ある意味、そういうふうに使われて、その人にとっては、非常にそれが生活を豊かにしていくんでしょうけれども、ただ、ごみだけを町は、自治体は処理しなきゃいけないとか、地域の方にとっても、なかなか、そういう生活されている方に、集落の、地域のいろいろな地域活動に出てくださいとか、地域の清掃に出てくださいとか、なかなかそういうことも言う機会もなかったり、言えないとか、そういう問題がありまして、私は、あまりこれを、法律ができたからといって、どんどん推奨していくべきものではないなというふうには、私自身は考えております。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 私自身も、町長の言われることも、非常に分かりますし、二地域居住というのは、私自身、頭で考えるのは、まず、最初に二地域居住として佐用町に来ていただいて、最終的に、ここは田舎として、自分が住むのにふさわしいなということで、最終的に、こっちに移住されることが一番いいのではないかな。人口も増えるし。そういう1つのワンクッションみたいな働きを二地域居住としては捉えているのかなと、僕は思うんですが、そのへんは、ちょっと、違うんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵辻町長。

町長（庵辻典章君） 今、非常に、今後、空き家をどうするかというような問題も、国全体としても大きな問題なんですね。だから、国の役人の皆さんも、大内議員が言われるような、1つのステップとして、二地域居住して、そこがいいから、そこに永住していただくと、できるという、そういうところにつながっていけばいい。それは、それで、本当に、そうなければいいんですけども、今までの移住された方、これまでの、そういう別荘のような形で来られた方の状況を見ると、逆に、やはり何年かは、そういうことで使われていても、生活の面で、例えば、自分も、そういう人、高齢になってから来られる方も、結構多いんですね。だから、医療とか、そういう病院にかからなきゃいけないとか、交通の便、そういうことで、逆に、そういう自分の生活として、まだ、活動ができる時には、こちらに、そういう生活として、こちらに来られていて、それから、もう、また、都市のほうへ戻られてしまう。向こうでの生活。

やはり、高齢者にとって、そうした毎日の生活、特に、医療とか、そういうものにおいても、都市のほうで生活が安心だ、安定しているというような、そういう方が多いですね。

だから、決して、そればかりじゃないし、逆に、ここに、ここがいいから、こちらで、ずっと生活したいという人もいらっしゃると思うんですけども、だから、二地域居住と

いうのは、関係人口を増やすとか、国も、いろいろと、そういう言い方で、どんどん幅広く、人口減少に対しての対応策として、なかなか、完全に、その定住した人口が増えていくわけじゃないので、そういう人口の増やし方も1つの地域の活性化につながるんだという言い方、その部分も、活性化につながる部分もあるんですけども、ただ、それが、私は、あまり、本当に国の制度をつくる時の、国交省なら国交省が言っているような目的、そういうふうになるだろうというように捉えているところから見て、もう少し、やっぱり、現実はそうではない。もっと、やっぱり厳しい状況だということは、やっぱり、知っておかなきゃいけないなというふうに思いますね。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 私自身も、町長と同じような考えなんです。

イベントいうか、2016 年と 2017 年に何か、そういうイベント、二地域居住のイベントなんかをされて、それで、その中で、アンケートを取られているのを見ますと、やっぱり、ライフワークや趣味を楽しむというのが、やっぱり一番多いみたいです。

だから、そういう取組もしながら、できる限りは、人口も、外からの人口も増やしたいので、空き家バンクとか、そういうのを、より一層進めて、この二地域居住も含めてやっていただきたいということで、私のこの質問は終わらせていただきます。

次に、移らせていただきます。

それでは、2 点目の質問です。

佐用町で、地域猫活動の必要性について、質問させていただきます。

佐用町では、各地域において猫問題が発生しています。ごみをさぐる。騒音を発生させる。糞尿被害をもたらす。交通事故の原因となる。繁殖力が高いため増え続けるなど、様々な問題を引き起こしています。そこで、地域猫活動、地域の理解に基づき、飼い主のいない猫の生育調査。あと、TNR、英語で言うんですが、Trap・Neuter・Return（トラップ・ニューター・リターン）ということで、Trap というのが、わなで安全に捕まえて、それで、Neuter 不妊治療をして、それで、Return、元の場所に戻すという、TNR 活動というのがあります。

これは野良猫を捕まえて、手術をして、耳をV字にカットして放す。そうすると、この猫は手術をした猫だというのが分かるという活動なんです。それと、給餌、給水、糞尿の処理などの世話及び周辺の清掃を行い、将来的に飼い主のいない猫をなくしていく活動をボランティアで行われている市町がありますが、佐用町では、まだ、個人でされている状態です。飼い主のいる猫が不妊・去勢をされることなく外出自由では、この活動に水をさすことになる問題がありますが、この地域猫活動の後押しを自治体として支援できないかお伺いしたいと思います。

①つ、猫のトラブル、苦情、相談等、本町として、今まで何件ぐらいどのような相談があったのか。

②番、猫対策としては、どのような対策をしているのか。

③番、地域猫活動に対して自治体として協力できないか。例えば、住民に対して自治体のウェブサイトや広報誌で、地域猫活動の重要性や活動内容について情報提供する。住民説明会の開催やチラシの配布などで地域猫活動の意義を伝え、住民の協力を促進する。活動に対して、できれば補助金、助成金などが出ないかということを質問させていただきます。以上です。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、大内議員からの２つ目の佐用町での地域猫活動の必要性ということについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、１点目の猫のトラブル、苦情、相談等本町として、今まで何件ぐらい、そのような相談があったのかということについて、お答えをさせていただきますが、猫におけるトラブル、苦情、相談につきましては、大体、平均として年５件ぐらいの苦情・相談がございます。

内容は、「餌付けに関すること」「駆除・保護に関すること」などでございます。

次に、２点目の猫対策は、どのような対策をしているのかについて、お答えをさせていただきますが、広報さようにおいて「飼い主のいない猫への無責任な餌やりはしないように注意喚起をする記事や、動物愛護センターのイベントなどを掲載いたしております。

また、防災行政無線においては、必要に応じて猫の正しい飼い方についての放送をし、町ホームページでは、「猫を地域で嫌われ者にしないために」というタイトルで「不妊手術や首輪の着用の重要性」なども周知いたしております。

「飼い主のいない猫に安易に餌を与えないでください」という趣旨の防災無線を放送いたしますと、「かわいそうだ」「動物虐待」との、そういう苦情の意見もいただきますが、餌を与えるのであれば、糞尿や繁殖など様々な地域住民への影響も考えていただかなければならないと思います。

住民や自治会長からの相談や苦情があれば、兵庫県動物愛護センター龍野支所と連絡をとりながら対応をしておりますが、実際には、各個人において、猫が嫌がる忌避剤や、センサー付きの照明、とげのあるシートを設置するなどの対応をされているのではないかと思います。

最後に３点目の地域猫活動に対して、自治体として協力ができないかということにつきましては、地域猫活動とは、飼い主のいない猫によるトラブルを、地域住民が主体となって解決をする取組だというふうに認識しております。一言で言うと飼い主のいない猫を地域で管理する取組であり、具体的には、飼い主のいない猫に、「餌を与え、糞尿の管理をし、不妊手術の実施などを地域ぐるみで実施する」取組であるというふうに承知をいたしております。

この活動においては、地域の中には必ずしも猫好きな方ばかりではありませんから、そうでない住民の理解も十分得た上で実施しなければならず、世話をする人が孤立しないように、周辺の住民全体の理解を得られるようにするのが、まず、重要であります。

また、飼い主のいない猫がこれ以上増えないように不妊・去勢手術を行い、ごはん場やトイレの設置、掃除などを住民が共同で行い、ごみや異臭による問題を防ぐことなどが必要となり、長期間にわたって日々、大変な労力と根気と愛情が必要であるというふうに思います。

一部の自治体において、地域猫活動の支援を行っていることもあるというふうに、承知はいたしておりますが、その自治体において活動をされているのは、任意団体とともに、獣医師会や NPO 法人、大学生などが共同で活動をされていることもあるようでございます。

本町においても、そういった地域猫活動を行いたいという団体等からの相談や支援の申出があれば、町において何ができるのか、何が効果的なのかななどを検討することも考えら

れますが、現時点では、何も考えておりません。

猫は犬と違って登録が法律で義務づけられておりませんので、町は飼主のいない猫だけでなく、飼い猫の数も把握できていないのが現状でございます。

猫は年に3回ぐらい、一度に5、6匹出産すると言われており、飼主のいない不幸な動物を増やさないためにも、不妊去勢手術は繁殖防止として有効な手段であり、飼主にとっての義務でございます。

また、首輪や名札をつけて飼主を明示して飼うことも必要でございます。

今後も、飼い主のいない猫の増加原因となりうる捨てねこを増やさないよう、屋内飼育、家庭での飼養マナーを周知してまいります。

また、猫だけではなく、ペットの正しい飼い方、責任ある終生飼養、不妊去勢手術などについて、広報やホームページ等を活用して、動物愛護意識の啓発にも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） まあ、今回、この質問させていただいたのは、個人で、そういう地域猫活動的なことをされている方からの要望であります。

私自身も猫の飼い方というか、それを、こういう場で、ある程度、住民の方に理解してもらいたいということで、この質問をさせていただきました。

で、実際、猫を処分されているという感じで、犬よりも猫のほうが殺傷処分が非常に多いということも言われています。

現実、猫というのは、自分で生活できないというか、人間が飼うというか、それを、放し飼いか野良猫みたいなというのが現状であります。

で、猫を殺傷処分するのではなくて、皆さんで、協力して野良猫を捕獲して、それで、去勢手術をして減らしていこうというのが、簡単に言えば、その活動になります。

そうして、佐用町の取組では、餌を与えないとか、野良猫に対してね、そういう言い方をすると、やはり動物愛護側のほうからは、批判が出ると思います。

そうじゃなくて、佐用町は、猫に対して優しい町であるということをPRするためにも、そういう、もう少し猫に対して、取扱いに対しても、そういうやり方やなくして、地域で見守っていけるような方向性いうのをPRしてもらえないかなと思うんですが、どうでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（千種和英君） 間嶋住民課長。

住民課長（間嶋博幸君） お答えさせていただきます。

町として、餌やりはやめてくださいというのは、無責任な餌やりはやめてくださいということで、答弁にもございましたように、無責任というのが、自分で飼える範囲、自分でできる範囲のことで、ほかの地域住民の方に迷惑がかかるようなことになるのであれば、無責任な餌やりはしないでくださいというような、お願いをさせていただいております。

この地域猫活動につきましては、議員おっしゃったように、地域全体で見守るという活

動でありますけれども、これにつきましては、ご承知のように、まずは、地域にどれだけの飼い主のいない猫がいるのかとか、答弁にもありましたが、餌場の設置でありますとか、糞尿の処理、清掃といったような、場合によっては、捕獲した猫、去勢・避妊手術もそうですけれども、捕獲した猫の飼い主を募るといったような活動をされている団体もございます。

そういったことをひっくるめて言いますと、なかなか、この活動をするというのは、長期間の活動でもありますし、毎日の活動でもございます。相当の覚悟と、人員、お一人は大変だと思います。そういったボランティアの方とか、そういった形の協力も必要になってきますし、地域の理解も必要になってきます。こういったことで、そういう機運が地域で、また、盛り上がってくるような場面がございましたら、町のほうも、町で何ができるのか、効果的なことは、何なのかといったことを、検討していくこともあろうかと思いますが、現在のところは、現状の状態で啓発等を行っているというところでございます。以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） できる限り、そういう頑張られておられる方に対して、少しでも支援をお願いしたいなと思っています。

そういう盛り上げがあったら、ご協力のほうをお願いしたいと思います。

それで、やっぱり、餌やりを、野良猫に餌をやらないというだけでは、やはり、非常に、この薄情なような感じなんですけど、原因は、猫を飼って、飼い主の本当の原因がそこにあると思うんです。飼い主の方は、できる限り、去勢、いらない猫を、猫をもう増やさないというあれであれば、不妊手術や、そういうのは絶対にしてもらいたいと思うわけです。飼い主のいない猫に対して。それで、しかし、今現状で、野良猫になっている猫をどうするかということになるわけです。

それで、野良猫になっているのは、どんどん増えるわけです。現実には、今、おったらね。だから、そういうことも含めて、じゃあ、その野良猫対策に対しては、どうしたらええのかと。餌はやらんと、そのまま殺すのか。ほんなら、その猫は腹減るから、結局、猫というのは、どこでも行かな、結局は、元は、家の人飼った猫なので、猫いうのは家の周りに来て、結局は、ちょっと、家が開いておったら中に入ってきて、悪さをするということに、結局、その繰り返しなんで、そこを根本的に減らしていくために、この地域猫活動というのがあって、少しずつでも、そういう手術をして放したら増えないので、餌をやっていたら、自然と、どんどん減っていくと、長時間になるかもしれませんがね、そういう、このことを少しでも協力できる方向をお願いしたいなと思っています。

だから、地域をきれいにしましょうと、缶を捨てる人があるのと一緒に、何回言っても、また、捨てるというのと一緒に、やっぱりモラルいうのを、もっと、住民の方にも言っていかなあかんのんではないかなと思いますが、その点をお伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そういう動物愛護の観点からしたら、それはかわいそうだと、それ

を、個人が本来ペットとして、愛玩動物として飼っていた。それが、飼えないのを捨てる
と、放置すると。それは、大内議員言われたように、個人のモラルですよ。

それを、じゃあ、今言う、私も地域猫という言い方が、どうもなじまないんですけれど
も、じゃあ、飼い主がいないものは、地域が責任持って、地域みんなで、それを養うんだ
と、それが必要なんだと、そういう考え方が、愛護の面からは、それは、そういう考え方
も出てくるのかもしれませんが、それだったら、いろんな動物も、本当に地域で飼
わなきゃいけなくなりますし、まず、大内議員も、本当に、そういう質問されますけど、
自分で、野良猫を自分の家で飼うんだったら、まだですよ。ぐりにいっぱい、その野良
猫が走っている、それを、捕まえて、去勢したり、避妊手術だけをして、また、そのまま放
置する。そこから子供は増えない。産まないかもしれませんが、その猫は、まだまだ、
ずっと何年も寿命の来るまで生きているわけですよ。

だから、それを行政が行うということになれば、これ全て行政、みんなということす
よ。町、公で、そういう活動をする。それを、ほんなら、活動してくる。ほかの地域で
も、そういう意識を持ってやっておられる方が、ボランティアとか、NPOとか、愛護団体
とか、そういう方が、できる範囲内でやっておられる部分はいいですけれどもね、まだ、
それは、その方たちの活動です。それを行政が止めるということはないです。

それを、一旦、今度、行政が行うということになれば、それは、やはり、どこにあっても
同じようにしていかなきゃいけないくなるでしょう。

ですから、この問題は、動物愛護団体なんかが、片方では、非常に被害があって、皆さ
ん苦情が来て、野良猫捕獲して、最終的には殺処分がかわいそうだと、そういう気持ちは
分かるんですけれども、じゃあ、ただ、そういう言われるだけで、個人は何もされない
というような方も多いですよ。

例えば、今の熊の問題でも、本当に、かわいそうだと、ただ、それだけで、じゃあ、片方
では、大きな被害が出たり、皆さん、困っているんだと、そういうことにも、全てつな
がっていくので、やはり、この問題を、あまり行政がどうするんだというふうに問い詰め
られると、やはり、私たちは、行政としては、そこまではできませんと、最終的には言わ
ざるを得なくなってしまうんですね。はい。

まあ、そういう活動に、そういう思いで、優しく愛情を持ってやっておられる方は、そ
れは、それで、そのためには、その方も責任持って、去勢させたり、避妊手術するにし
ても、非常にお金もかかります。個人、そなん（聴取不能）ありませんからね、獣医さん
のところへ持って行ってすれば、多分、1万も2万もかかるんじゃないでしょうか。そこ
まで、ちゃんと、やっぱり負担をして、責任持ってやるという、そういう覚悟を持ってや
っていただきたいと、そういうふうに思います。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） いろんなところで、この活動をされている方があります。

私は、佐用町に、ほんなら、どうしてもせいというのではないんですが、少しでも協力を
していただきたいなということで、思いがあって、ちょっと、質問させていただきました。

以上で、この質問は終わらせていただきますが、今後、いろいろと、このことで、活動
で一生懸命やられる方があって、町に相談があれば、ご協力のほうをお願いできればな
と思います。

以上で、この質問は終了させていただきます。

それでは、最後の質問です。

歩道の設置で車いすの通行、通学路の安全をとということで、①つに、通学路には歩道をつけるべきではないかということですが、本来なら安全のために通学路は歩道をつけるべきと思われますが、どうしてもつけられない道路もあります。白線を引いたり、道路に標示をしたりして安全通行に努めてもらいたいと思っています。やられていると思いますが、現実には、白線が消えかかっている、佐用高校前の道路で、今、店はやめられていますが、藤木店から北側の白線が消えかけていました。そういうことがありますので、それから、佐用高校北側の牛舎前白線のないところがありました。そういうことも含めて、ちょっと、1つに上げました。

②番目に、車いすの方が通りやすい歩道にすべきではないかということですが、これは、上三河、尾崎病院から北側の歩道で、車いすの方が、歩道を通行するのに段差があることや、歩道に草が生えて通りにくいということがありまして、少しでも段差の解消と早めの除草を心がけてほしいと思います。

③番目には、他にも危険な場所は点検して対応できないかということで、自治体として、どこに体の不自由な方がおられ、この道を通行されるというような、今は情報の社会なので、情報で入ってくると思います。そういうことで、より早い対応を取って、その障がい者に優しい、そういう道路にしてもらえないかということを、ちょっと、質問させていただきます。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの最後の質問でございます歩道の設置で車いすの通行、通学路の安全をとというご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、議員からご指摘された3つの意見につきましては、関連がございますので、まず、通学路の安全という観点から答弁をさせていただきたいと思います。

通学路の安全につきましては、議員のご意見のとおり、全ての通学路に歩道の設置が望ましいわけではありますが、用地や物件の問題、財源的にも大変難し事案であるのはご察しただけだと思います。

当町では、毎年度、通学路の安全点検の協議会を教育課、警察及び道路管理者である光都土木と町建設課で実施をして、各校区から通学路の危険箇所を提起していただき、改善に向けて協議、実施をいたしております。

その中で、薄くなった白線や横断歩道の引き直しを実施し、傷んだ舗装の修繕、警戒看板の設置等の改善に取り組んでおります。

また、ご意見の中にありました佐用高校周辺の白線も、この協議会とは別に、道路管理者の判断として、令和3年度には、ご質問の藤木店周辺を、また、令和5年度には国道から高校前までの引き直しも実施をしております。

また、牛舎北側の道路については、令和元年度に通学路車両注意の警戒看板を設置し、本年度も約100メートルの舗装修繕なども実施をいたしております。

次に、車いす等の障害者に優しい道づくりでございますが、今年度、議員のご指摘のありました、尾崎病院付近の県道で、電動車いすで車道の路肩を走行中に動けなくなったところ、通りかかった車の運転手により助けられたという事例がございました。

この旨、7月頃、議員より県道の段差が原因ではないかとの連絡を受けたため、道路管理者である光都土木へ連絡をいたしました。

県土木の担当者が本人にお会いし、現地確認をしたところ車道側の路肩に設置している構造物に1、2センチの段差が生じていたため、翌日擦りつけの補修を施したとのことでございました。

今回は幸い大事に至りませんでしたが、このような事案は、発生する前に対処できればよいのですが、普段の道路パトロールでは気づきにくいことも多くございます。道路管理者である県土木と町で情報を共有し、草刈り等の要望も含め、利用される方々が安全に通行いただけるよう道路管理に、今後も努めていきたいというふうに思います。

また、車いすや電動のシニアカーは道路交通法上では、歩行者となります。走行の際は、右側通行や歩道がある道路では歩道の走行等を徹底していただくとともに、車を運転される方は障がい者、歩行者へ配慮ある運転を心がけていただき、交通安全に努めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） ありがとうございます。

ちょっと、白線が消えかけている。佐用高校から、ちょっと、藤木店の、まだ北側、消えかけているので、それは、早急に、また、白線を引き直してもらいたいなと思っております。

町長から、いろいろ答弁していただき、ありがとうございます。

いろんなところに、私は、ずっと、歩道や道を見ていたら、案内板、案内板は、ちょっと違うのかもしれませんが、案内板なんかも消えかけているところが、たくさんありますので、その点も、よく見て、点検してもらって、いってもらいたいなと思います。

今回、三河の南光のひまわり祭りがありまして、その時に、ある人から言われまして、道路に草がぼうぼう生えていると、せっかく、ひまわり祭りに来たのに、あれでは、よくないのではないかという苦情を聞きました。

この一番3番目に、より早い対応を取ってもらいたいという、いろんな連絡いうか、情報とかいうのは、入ってこないのかなと思ったりするんやけど、このひまわり祭りをするのであれば、その周りのところは、きれいに草刈りをしておかなあかんなど、お客さんが大勢来られるのに、そういうようなことの対応が、あまり後手後手になっているのではないかと思います、そのへんは、どうでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えさせていただきます。

まず、県道、国道については、県土木のほうで草刈りをしていただいています。これが、年1回であります。

今年は、かなりちょっと、時期が遅くなっているということで、苦情等もいただいております。その都度、県土木のほうに報告させて、早急な草刈りをお願いしているところでございます。

町道のほうにつきましては、ひまわり祭りの会場のところなどは、集落内の道路になり

ますので、基本的には自治会のほうで草刈りをお願いしている箇所になります。

で、集落間とか、そういうところについては、建設課のほうで、また、シルバーなりに委託して草刈りをしているわけなんですけど、連絡いただいたら、それほど遅くない時期にかかるようには、対応させていただいております。

以上でございます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 僕が言いたいのは、イベントをするというのが決まっているのですから、どこからどこの間、そのイベントの時には、やはり周囲をきれいにしておくように、こちらのほうからも呼びかけするほうがいいのではないかなと思うんです。

ひまわり祭りやイベントをするのに、そのことを僕は言いたいわけです。

だから、せっかく皆さん来られて、その道路のところ、ぼうぼう草が生えておって、めんどいやないかと、一生懸命地域の方が、多分これは、県道や国道のほうやな思いますが、地域の方が一生懸命やられているのに、道路のほうのほうで、ぼうぼう草が生えておったら、近くがね、ほんならやっぱり、そのへんが苦情があった原因やないかなと思うんです。

だから、分かっているんだから、そういうイベントがあった、ほな、きれいにしておこうかなという、ほんなら、ここはできていなかったら、早めに、ちょっと、そこを優先的にできるいうことはできないんですか。どうでしょう。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） お答えします。

おっしゃっている意図は、よく分かります。

今回、私が、チラッとお聞きしたのは、これ県道のことだったようにお聞きしています。

意図は、よく分かりますので、今年、先ほど、建設課長も申し上げましたけれども、少し時期が、町内というか、多分、県民局管内だろうと思えますけれども、少し遅れ気味になっていたということです。ですので、これ実際にしていただけるかどうかは分かりませんが、ひまわり祭りの時期には、たくさんのお客さんが来られるので、その周辺の県道については、何とか優先的にしていただけないでしょうかということ自体の願いは、これはできると思いますので、それについては、また、していきたいというふうに考えております。

なお、そのひまわり祭り会場の中ですとか、その周辺の草刈りというのは、商工観光課の職員のほう、今、商工観光課だけじゃない、農林のほうもしているのかもしれませんが、職員が、その祭りにあわせて、きれいに草刈りをしているところです。ちょっと、勢い余って、飛び石で事故等もありましたけれども、そういうふうに、職員のほうも、そこは配慮してやらせていただいております。

この件については、そうなんですけれども、先ほど、その藤木店の高校の前の北側の道路のところのお話もございましたが、この際ですので、住民の方にも、ちょっと、お願いをしておきたいのは、そこにお住まいの方とか、用事がそちらにある方というのは、もう

致し方ないんですけれども、あちらについては、バイパスが新しくできております。私も、普段、通勤に使って、そのバイパス側しか通らないようにしているんですけれども、やはり、信号の関係でしょうか、あちらの高校前の細い道路を通られる方も結構いらっしゃるんですけれども、ご承知のように、大変細い道路でございますので、そちらに用事がない方については、できる限り、バイパスのほうを歩いて行っていただきたいというふうに、これはお願いをしておきたいと思います。

職員のほうも、あそこは、通勤経路からは外すようにということで、そういう周知もしておりますので、お知らせをしておきます。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 最後ですけど、今、言われたところの道路ですね、あそこの自治会の方は、立て看板して、何時から何時までは通らないようにはしてあります。

でも、急ぐ方は、中を通して、勢いよく、車で行かれる方も、まだ、あるみたいなんです。

それで、あそこを、何時から何時までは通れないというようなことを、警察とか、そういうほうで、強力的には、やはり難しいでしょうか。

もし、そのへんで、その間は通れないというようなことを、中におられる方は出なあかんのんであれなんですけど、そういうことの何か、できることは難しいんでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） 通行規制のほうに関しましては、警察が管轄になります。要望すればできるかと言うと、なかなか、安全面を考えれば、時間帯で規制をかけるのが一番有益かと思いますが、その時間、当然、そこにお住まいの方も出入りされますので、まあまあ、警察との協議になりますけど、かなり、ちょっと、規制をかけるというのは難しいのかなと思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） できる限り、あそこの道を通学される時の時間帯は通らないように、住民の方に呼びかけもお願いしたいと思ひまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 大内将広議員の発言は終わりました。

続いて、12 番、山本幹雄議員の発言を許可します。山本幹雄議員。

〔12 番 山本幹雄君 登壇〕

12 番（山本幹雄君）

12 番議席の山本です。

今日は、2 点について、当局の考え方、方向性を伺いたいと思います。

まず、1 点目は、佐用町の観光産業について伺います。

そして、2 点目は、質問席から、獣害対策について質問したいと思います。

できるだけ、速やかに早く質問を終了したいと思いますので、いろいろお答えのほうを、よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

佐用町の観光産業で、まず、思い浮かぶのは、まず、ひまわり、利神城ですが、ただ、旧町ごとに、それぞれ、観光産業はあるはずで。例えば、旧三日月町においては陣屋門。

陣屋門は、旧三日月町が相当力を入れていたところであると思う。あの陣屋門の復旧には、相当なお金がかかっているだろうし、旧三日月で相当な思い出があったら、それは、容易に想像できます。

しかるに、先般、三日月の武家屋敷マルシェが行われ、私も、ある方から来てくださと言われて伺いました。その時、感じたことですが、昨年、顔を出させていただいた時と同じですが、この運営の方向では、人は集まらない。駐車場までの距離が、あまりにも遠すぎる。私は、まだ、歩けますが、少し足腰に自信のない方は、武家屋敷マルシェに顔を出そうと思っても行けない。あの距離を、あの坂を歩くのは三日月の方でも辛いと思う。まして、旧三日月町以外の方は、顔を覗かそうとは考えにくい。三日月の代表的な施設でさえ、その程度であれば、ほかんは推して知るべきで、旧上月の上月城跡にしても、今、調査中と言うが、その後はどのようなになっているのか。観光客は、ぼちぼちではあるが来ている。山道には風倒木も多く危険である。そういった整備は早急に行うべきと考えるが、町長の考えを伺います。

議長（千種和英君）

庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君）

それでは、山本議員からのご質問で、1 つ目の佐用町の観光産業について伺うというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、佐用町の観光産業といたしましては、主に、ひまわり畑や平福の町並みへの入込客数が多いということは、今、議員のご質問のとおりでございますが、それ以外にも春には、笹ヶ丘公園の桜並木や播磨一本堂の大糸桜、しゃくなげ、花しょうぶといった花の名所、歴史的遺産や歴史に触れ学ぶ施設としては、上月城跡や上月歴史資料館をはじめ、三日月藩乃井野陣屋館、北条時頼座像や仁位山城跡、平福郷土館などの観光の資源が数多く残っているわけでございます。

しかし、コロナ禍前の令和元年度には、年間に約 71 万人のかたが佐用町を訪れられていただきましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、令和 2 年度には約 47 万人と入込客が激減をし、その後、令和 5 年度には年間に約 57 万人まで回復をしておりますが、コロナ禍前の水準には、まだ、至っていない状況にございます。

ご質問にございます三日月藩乃井野陣屋館は、旧三日月町時代から江戸時代に開かれた陣屋及びそれに関連する遺構・街並みなど失われつつある地元文化財の保全に対して、地元町民の希望もあり昭和 57 年に現「城跡（陣屋）保存整備委員会」が文化財の保存と活用を目的に発足し、平成 11 年の石垣・堀修復工事をはじめとして、中御門橋（なかごもんばし）、通用御門橋（つうようごもんばし）の復元、物見櫓の復元などの整備が行われ、合併後にも、表門移築復元整備なども行ってきております。

そうした歴史資産を皆様に知っていただき、地域資源を通して交流を深めることを目的に、三日月地域づくり協議会の主催で「武家屋敷マルシェ&ウォーク」を平成28年度から開催され、本年度で7回目を迎えておりますが、乃井野陣屋館周辺で駐車場を確保することは立地的にも難しく、どうしても会場から離れた場所を駐車場にせざるを得ませんが、表門や武家屋敷群などの街並みを散策しながら、会場にお越しいただくことはイベントの趣旨にも合致しているようにも思えます。しかしながら、この時期は、各地でイベントが同時に開催されますので、参加者が分散しているようにも思われます。今後、味わいの里三日月のお客さんの増加も見込まれますので、そうした施設との連携も取りながら、イベント運営を検討していきたいというふうに考えております。

次に、上月城跡の調査の進捗状況でございますが、平成29年に「佐用の歴史と文化を磨く未来伝承プロジェクト」の一環として、歴史・文化資源を「守る」「学ぶ」「活かす」「磨く」という4つのアプローチの中で、歴史的な価値を明らかにして活用することを前提に令和5年度から令和7年度までの期間、上月城調査を実施いたしております。

調査内容は、戦国時代史研究者、城郭考古学研究者の協力を得て、文献調査と現地調査からなり、現地調査においては、上月城跡周辺に存在する未調査の臨時的につくられた砦、十数か所のうち約8割の調査を完了いたしております。今後、残りの調査を進め、令和7年度には調査成果をまとめ、その文化財的価値を明らかにしていきたいというふうに考えております。

また、上月城跡における枯れ木の対応については、10月に山本議員にもご協力をいただいて、町の担当者、森林組合の担当者と共に現地確認を行いました。その結果、登山道脇に枯れ木が存在し、危険な箇所も確認をされました。本来であれば、土地所有者に対応をしていただくべき事項ではございますが、城跡のふもとには上月歴史資料館があり、上月城跡に関する情報も提供している状況も踏まえて、特に来訪者の安全面に配慮する必要があるということを、町も同様の認識を持っており、緊急性のある枯れ木については、教育課のほうで、今回の12月補正予算で予算措置を行っております。それ以後、伐採を予定をさせていただきたいというふうに考えております。

また、近年の史跡ブームにより、山城の人気の高まる中で、歴史的価値の高い山城において、城跡が存在する山頂付近の眺望を改善するため視界を遮る樹木の伐採をはじめ、遊歩道や案内板等の整備を促進し、観光客の誘導を図ることを目的とした、西播磨ツーリズム振興協議会が実施している「西播磨山城の眺望復活大作戦」や町が実施しております「山城眺望復活支援事業」といった補助事業がございます。過去には、仁位山城跡の眺望復活作業や利神城跡の案内看板の改修、ベンチの設置を本事業を活用して、地元で実施していただいておりますので、こういった事業についても、いろいろとご活用をいただきたいというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場の答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 再質問させていただきます。

上月城もあるんですけど、先に、ちょっと、三日月のほうのマルシェのほうを、武家屋敷群を見て回るといことで、趣旨にあっているとされるかも知れませんが、どう見ても趣旨にあっていたとしても、お客さんは、三日月マルシェには来にくい。

三日月の小学校の、あの急な坂を下りて、ずっと今度、下りてから、なだらかに坂を上

がって行って、その陣屋門まで。そして、帰りは、また、逆に、なだらかなとこを下りて、最後に、また、坂を上がる。

健康な人しか、とても行けるマルシェではないと私は思います。

確かに、駐車場の整備はしにくいというのはあるのかもしれませんが、ただ、私、歩きながら、あそこ歩いていると、土地は結構ありますから、そこは、後は町の努力で、もう少し、あそこに町民の思いに何とかできるのではないかというふうに思いますね。

あそこについては、先ほども言わせていただいたんですけども、結構、三日月の人が、相当な思いをもって、私、したのではないかなと思うんですね。それは、その思いは、合併前、合併するのに当たって、三日月の方は、その思いを、合併前の思いを、現佐用町に託したと思います。合併前、あの陣屋門を、今、平成 11 年どうのと言われていましたけど、そういう時の思いを、合併 17 年ですけど、そういった時の思いは、今の佐用町に引き継いでもらえるものだという思いで合併したのではないかと、合併が、確かに、あの時、三日月も、ちょっと、いろいろあった中でですけども、当然、最終的にするとなった時に、あの門に関して、やっぱり三日月の人は、合併前の思いを継いでもらえるんだろうという思いでやったんじゃないかと思います。

そこで、いろんなイベントを行うにしても、やっぱり、それなりの駐車場なり、状況が変わったとしても、それに対応できるように、現町としては、引き継いで行うべきではないかなというふうに思います。

そうではなかったら、旧三日月の人は、合併した意味が分からないと言いだすのかもしれない。

旧合併、三日月の人は、ある町の職員は、合併したら、そんなもん、整備、いろんなもん縮小するの当たり前や言うて、職員の OB の人が言いましたけれども、僕らは合併する時に言って回った。行政が言ったのは、旧町を端々まで、見捨てることはない。そういう話の中で合併したんです。

だから、端々だからもういいんだと、そういう話では決してなかったはずなんです。

だけど、なかなか合併したということは、それは、従前どおりの、その旧町ごとのことが全てできるかという、それはなかなか難しいにしても、やはり、多分、私が思うのは、武家屋敷マルシェなんかは、武家屋敷という、あの陣屋門は、三日月のランドマークなんだろうなという、そういう思いがあるだけに、やっぱり、もう少し、手を入れるべきじゃないかなと思います。答弁、よろしくお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵迺町長。

町長（庵迺典章君） 山本議員がおっしゃるように、4 町が合併し、当然、それぞれの町が、それまで、いろんな自分の町、それぞれの町として、いろんな事業に取り組んできていました。それを引き継いで、1 つの町になった。当然、そういうものは、それぞれが、新しい町が引き継ぎながら、大事にしていくと。ですから、三日月の、今、具体的に陣屋門についても、あれだけの施設が建設されたと。当然、新町としても、それを引き継いで、それを運営をしてきたということでありまして、また、それに加えて、今、答弁にも申しましたように、あそこの、もう既に、長い歴史の中で、あの武家屋敷、ほとんどの建物、当時のものはなくなってきていたわけですけども、表門と言われる陣屋門、武家屋敷の一番中心になっていく、その門、これも既に、もうなくなって、ああして、ほかの町へお寺の門として、移築してしまっていた。それを、町が引き取って、新たに、当時、表門があっ

た、そのままのどこじゃないですけども、あの乃井野の武家屋敷の1つの象徴として、武家屋敷表門、相当の用地も町としても買収をし、建物においても、それなりに、やっぱり、当時のものに復元をしてきて、あれだけの整備もさせていただきました。

だから、何もしなかったわけじゃない。それなりの、やっぱり努力してきたこと、これは、やはり認めていただきたいと思います。

それから、駐車場とか、そういうものについても、例えば、上月の上月城跡のところの駐車場にしても、そんなに広い駐車場ではありません。下、資料館つくっていてもね、陣屋門についても、当然、陣屋門の上に、廣業館の敷地があって、そこへも車がとめれるようにはなっておりますし、それから、当然、近くの、今、お答えもさせていただきましたけれども、あそこに、乃井野に三日月味わいの里、これが当時整備されていたものを、そのまま、町としても、そこを拡大しながら、今、ああした大きな事業を行っているわけです。そこにも、また、新たな駐車場をつくって、今、駐車場つぶして、みその工場のあてにしましたので、それに代わるものも、あそこに設置しております。

あと木工館があり、中学校があり、そういう施設が、いろいろと周辺に、そのまま、その目の前にはなかったとしてもありますので、やはり、それは、いろんな事業、イベントとか、そういう活動、祭りなんかをする時には、そういうところと連携して、一帯的な形で、また、それを活用していくという、それは、十分にやっていかなければならないと思っておりますので、そういう陣屋門そのものが、もともとは、あそこ発掘調査もされて、後ろの御殿があってというようなことも聞いておりますけども、なかなか、その御殿までの復元というのは、大変な大きな施設でありますので、そこは、なかなか難しいことは分かっていただけたと思います。町の規模で、今の陣屋門も、既に建設されて30年近くがたってきましたから、また、これも修繕も、特に、今の中御門橋とか表門橋、橋ですね、こういうものも木造でつくっていますから、建物、陣屋の今の建物そのものも、やはり、かなり当然、老朽化、傷んできているところもあります。こういうものを、今後、しっかりと、修繕し、補修しながら、また、次への後世へつないでいかなきゃいけないと、こういうことにも、当然、力を入れておりますので、それは、ご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君）

山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君）

陣屋門の表門も、あれ確か西栗栖だったですかね、7,000 万円ぐらいの予算を充ててつくったというのも、記憶しております。だから、全く、私は、していないというつもりもないし、皆さん、そこそこやっていただいているのは十分、理解はできますけれども、あの陣屋門そのものも、ちょっと、こう、あれから、いろんなことがとまっているのかなという感じがするし、寄せていただいた時にも、やはり、いろんな時期的に重なっているというのもありましたですけども、それでも、ちょっと、やっぱり、場所的に行きにくいな。もう少し、駐車場を整備とか、いろんなものを整備していく必要があるのかなというふうに感じたりしておりました。

まあ、そこだけではなくして、私が、一番、前回も同じような質問をしていますけど、東は三日月から西は上月の上月城、また、上月城でも、その南にある、よく、あの時も言わせてもらいましたが、久崎の浅瀬山、そして、今回、ちょっと、話が、これには出てこないんですけども、教育課長のほうに言いましたけれども、久崎に経納遺跡とかいうのがあるんですよね。町長、知っていますかどうか知らんけどね。この前、奈良から2人と、静岡から1人、ちょっとという人らが来ていまして、恥かしいけど、私、知りませんでした。

だから、なかなか重要な遺跡ということで、いろいろと話されてられておりましたけども、最終処分場の上のほうになるんですけれどもね、久崎のね、あるという形で、これは教育委員会の藤木君に、中村君のほうも調査に加わっておったということで、よく知っているということですが、現実問題、私は、そういうことも知らなかったということです。

私は、三日月のそれもそうなんやけども、そこは1つとしてだけであって、全体的に、そういう遺産をうまいことつくりながら、登山道なんかでもうまいことつくりながら、そして、上月でも、今、よく上月城にはあるんですけど、その下側にある、もともとできたという太平山のほうには登山口がないと。昨日も登山口がないか、一昨日も登山口がないかって、こう言われたりするんですけれども、どこから上がれば太平山にいいんだと言われるんですけど、いつも、ちょっと困っていると。

だから、そういうことも整備をしながら、三日月から上月までを、ずっと見ていただけるような形にするべきではないかなと、はい、ひまわり見た帰ろう、菖蒲園見た帰ろではなくして、それで終わるのではなくして、いろいろつながっていくような形に、せっかくインバウンドで、今、かなりお客さんが増えているという状況の中で、そういったことを、もうちょっと、こう手を入れていかなければいけないのではないかと。

そして、ちょっと、僕、この前、初めて知ったんじゃないけど、昨日、一昨日かな、太平山で、中上月住宅から、そのまま太平山に行ったところを、ちょっと、登ったところに、簡単な石垣があるんですよ。私、初めて見たんです。教育長、教育課長、知っています。そういうの。ちょっと、知っておるかどうか、答えてもらおう。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） お答えします。
その中上月の住宅の、ちょっと奥のほうですか。

12 番（山本幹雄君） 山、ちょっと、登ったところ。

教育長（浅野博之君） 知りませんでした。また、調べておきます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 私も知らなかったんです。私も知らなんだ。

それで、倉敷から来た、そういうこと一生懸命やっている人が、僕に、どうして登るんだと聞かれて、困ったないう話の中で、そこから上がったらみたいな話をしたら、下りて来たんですよ。

ここに石垣あったなって、ええっ、そんなもんあるか言うて、私、知らんで言うて。あんまり大きい石垣ではないんですけどね、ちょっと、登ったところにあるいうて、だから、本当は、私、そういうふう聞いたから言うたけど、場所の確定は、そこかどうかは、よく分からん。

ただ、あそこから、ちょっと登ったところや言われただけで、ああ、そうなのかと。

でも、実際問題、調査はされているけども、そういうところもしているかと。上のほうだけを実際調査しておるんじゃないかと。

だけど、上月城というのは、戦ったのは上かも分かんけども、じゃあ、常時、そこにおったからと言って、うちの教育委員会の中村君なんかでも言うのは、普段は下におったはずやと。というのは、下から上まで見なければいけないけども、実際調べとるのは、上しか、あんまり調べていないと。

で、よく言うんですけど、上月城、看板の後ろ側に平らなところがね、広いところね、畑、結構広いところしていますは。チョメチョメさん、名前言わないけど、よく知っている人ですけどね、していますは。最近、ちょっと、年取ってしてないけど、じゃあ、そこらへんに何があったかどうかいうのをね、調べようとしたというのも聞いたこともないということなんですよ。

だから、私は、上月城のそこいうだけではなく、さっきも言うたように、久崎の経納遺跡というのがある。そこらへんも、ちょっと、しっかり調べないかんのんかなと。それも、もうちょっと周知し、登れるところもつくっていかなあかんのんじゃないかなと思う。

多分、これ、教育課長のほうは、ちょっと、ご存じだと思うので、ちょっと、そこらへん、答弁のほうを、ちょっと、してもろたらええかと思う。

〔教育長 挙手〕

議長（千種和英君） 三浦教育課長。

教育課長（三浦秀忠君） 山本議員のほうから、いろんな情報いただいた中で、私、それから、実は、ちょっと見たりして、見てみますと、これ佐用広報のほう、実は、平成 30 年の 12 月に、「わがむらじまん」という記事を載せておりまして、そこで、ちょっとした紹介をさせていただいております。

それで、その中に書いてありますのは、岡山県にあります赤磐市の熊山遺跡という、こういった石積みの遺跡で有名なところということをお聞きしておりますが、それに匹敵するような貴重な文化財であるというような調査報告も、今回、お聞きしております。

それで、先ほど、名前が出ました、私ども担当の中村と藤木のほう、そちらも言われたように、その調査の時点で、ある程度加わって、この貴重さを知っておりますので、今後は、これ個人所有の土地にはなっておるんですが、その後、有志で何度かは、何か、直した経緯も見つかったようなんですが、今後は、個人の土地ではありますが、何かの機会に、そういった貴重なところを、皆さんに明らかにした上で、また、公表することができたらいいのではないかとということ、担当と話したところでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） 先ほども言いましたように、これ本数日前に聞いたところなので、本当は、もうちょっと、前に聞いておいたら、一般質問の中に入れりゃよかったんですけど、入れなかったというのがあります。

多分、3 日ほど前かなという話なので、そういうことがありますから、そういう意味で、結構、重要な遺跡も出てきているし、やっぱり、そこらへんも、うまいこと周知しながら、お客さんに来てもらうようにせないかなというのがあります。

それで、町長、先ほど、風倒木で12月に補正予算があるというのは、この前も町長、議会開会の時に話されていましてから、そういうことなんだろうなというふうに思いましたがけれども、ただ、上月城の場合、僕ら、先ほども言われたように、登る時に一緒にチェックさせてもらったんですけれども、実は、上月城の場合、ここだけじゃのうて、ずっと奥までありますよね。ずっと奥まで。その間に、やっぱり風倒木が、かなり酷い、この前、ちょっと奥のほうの学校に頼まれて、ちょっと、案内した時なんか、やっぱり、結構傷んでいるなというのがあるし、一般の人も、ちょくちょく奥まで行っていますからね。

やっぱり、そういう意味においては、そういうところへんも、きれいに整備しないと、山城が好きというだけじゃのうて、ハイキングが好き、そういう人たちも登ったりしますから、そういうところも、やっぱり、きれいに整備しておかないといけないなというのと、もうちょっと、言うと、向かいの仁位山でも、地元の方が一生懸命されて、町長、ちょっと、仁位山のほうにもお金も出てしたと言われていましてけれども、仁位山を整備された人は、そんなにもらっていないみたいな形で、ちょっと、言われたことがありますし、地元の人は一生懸命されています。

そういう意味で、さっき何回も繰り返しになりますけども、上月だけではなくして、三日月までの、そのひまわりにしても、何にしても、うまいこと連携して、つなげるような観光産業を、佐用町としては構築していくのが、今は重要なことというふうに思いますので、そういう質問をさせてもらっております。

そういうつもりで、もうちょっと、こう、ここらへんに力を入れながら、そういう方向性で進んでもらえたらと思うんですけど、最後、ちょっと、答弁お願いできますか。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君）

江見副町長。

副町長（江見秀樹君）

ひまわりとか、そういう平福、利神城だけじゃなくて、佐用町内の資源をつないで、（聴取不能）できたらということだと思うんですけども、実は、私も、これ、今年だったかな、去年だったか、ちょっと忘れましたが、ひまわりの時期に、どれぐらい、ほかのところに、ひまわりに来られたお客さんが周っておられるのかなという、興味もございましたので、その時に、もちろん、行けるところは限られますけれども、ひまわりに行った後に、飛龍の瀧、それから清林寺さん、それから、平福の風鈴を同じ時期にされておられます。それから、あと、ここは中にまで入っていませんけど、ホルモン焼きうどん店さん、そのあたりを、ちょっと、見て回ったことがございます。

過去には、やっぱり、ひまわりだけ行って帰られる方というのも、結構多かったんですけども、やはり、商工会の皆さんですとか、いろんな方、それから観光協会の方、こういった方が、そういうつないでいくようなパンフレットもつくっていただいたり、案内を会場でしていただいたりしたこともあって、飛龍の瀧、それから、特に風鈴寺には、たくさんのお客さんが、その時期にも来られていました。

ホルモンは、もう言わずもがなです。

今、山本議員おっしゃったように、それ以外の、やっぱりある意味隠れた、そういう資源、そういうところにも、やっぱりスポットライトを当てて行って、発掘して行って、そういうところにも足を延ばしていただこう、この方向性については、おっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、やはり、これ、人的にも財政的にも、当然、リソースは限られておりますので、もちろん順次になろうかとは思いますが、そういう隠れた資源にも、引き続き、光を当てて

いきたい。そういうふうには思っております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） そしたら、今回、この観光資源についての質問は、これで終了させてもらいまして、次、2 点目の獣害対策について、伺いたいと思います。

獣害対策について、獣害といっても、近年は急速に増えている鹿だけでなく、アナグマ、ハクビシンなど、中型の害獣から、大型の害獣、クマの被害が最近増えてきている。

我々が子供の頃は、熊の出没など、耳にすることがなくどこか遠くの話だと思っていたが、しかし、近年は、周辺、身近なところで熊の出没を耳にするようになってきた。

秋には、上月小学校、上月中学校、そして、上月保育園が集中するエリアの近くで熊が出没し、柿の実を食べていたと。

中学校から直線で 300 メートルの距離であると。

旧上月町で、子供、児童が集中する、すぐ近くに熊が出没するとなれば、保護者の方も心配ではあると。

以前、保育園、上月住宅の近くでも目撃されており、その時は見間違いではとの声もあり、どこか安心しているところがありましたが、このたびは、大人の方が、すぐ近くで目撃されており、見間違いではということにはならない。

昼までであったので、よかったが、夜になれば、熊の姿も確認されにくくなり、熊の危険性が増す。近くであっても、もっと言えば、夜暗くなれば、家の裏でさえ危険であり、うかつに外に出られなくなるということであり、我々の生活圏まで脅かしているということであります。

個人が用心するだけでは、問題が解決せず、済まなくなっているということで、時期的に捕獲できる期間が短すぎるし、捕獲制限もあるのかとは思いますが、対策を考えるべきである。

猟師さんも熊捕獲については、不慣れで、危険性も伴う。

そこで、秋田のほうに行けば、マタギといわれる方もいる。その方たちを迎え、熊狩猟の講演をしてもらうような方法を考えられないか。ただ、猟師さんと話を、今回しているわけではないので、猟師さんについては、無責任な話になるかもしれませんが、町民が夜安心して外に出られる。以前のような状況をつくるべき、検討する必要があるのではないか。

獣害対策について、町の方針を伺い、答弁よろしく願いいたします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からの獣害対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、議員ご発言の「熊の捕獲できる時期が短すぎるし頭数制限もあると思うが対策を考えるべきである」ということについてでございますが、近年、全国的にヒグマ及びツキノワグマの分布が、非常に拡大しております。先週は、秋田県のスーパーに入り込んで、立てこもってしまいましたし、兵庫県内においても、11 月 21 日に新温泉町で鹿わなにかか

っていたツキノワグマに襲われ、住民が重傷を負ったという事故がありました。

有害捕獲に関しましては、昨年 12 月の山本議員からの一般質問でお答えをしましたとおり、兵庫県が令和 4 年に作成した「第 2 期ツキノワグマ管理計画」に基づき、推定生息数が 400 頭未満の場合は狩猟捕獲は禁止、有害捕獲についても可能な限り殺処分は行わない。また、400 頭以上 800 頭未満の場合は、狩猟捕獲は禁止、有害捕獲については、各個体群の県内生息数の 8 % を上限として原則殺処分を行う。また、800 頭以上の場合には、有害捕獲に加え狩猟捕獲が解禁となり、生息数の 12 % を上限として、原則殺処分を行うこととされております。

今年度は、朝来市から豊岡市を流れる「円山川」と県南部の「市川」を境界として西側の兵庫県西部、岡山県、鳥取県にまたがる個体群、いわゆる東中国地域群で推定生息数が、兵庫県の発表によると、有害捕獲等による個体群の減少により、県内では 10 月 31 日現在、推定 700 頭ということであり、その結果、佐用町を含めた地域では熊の狩猟捕獲は禁止との発表がございました。

一方、佐用町では、熊の目撃情報や出没痕跡に関する通報は、令和 4 年度は 31 件、令和 5 年度では 39 件、令和 6 年度については、11 月末時点、既に 56 件と、年々増えてきております。その原因としては、今年は、ドングリ類が大凶作で、さらに、町全体で柿が凶作でした。そのような状態の中、実がなっている柿の木に執着して出没するという傾向がございます。

また、これらの原因以外にも、保護政策、地球温暖化、熊の肉食化など様々な原因が影響して、町内における熊の生息数は、確実に増加しているように思われます。

以上のことから、推定 700 頭といわれるツキノワグマの生息数には、疑問を、私は抱いておりますので、県に対して、佐用町内の現状を直接訴えるとともに、推定生息数の精査や、佐用町をはじめとする西播磨地域における、さらなる個体数管理の強化について、強く求めているところでございます。

そのような中、町が実施しております対策は、まず、人家近くにクマの出没情報があった場合には、即座に自治会長等に連絡を取り、集落放送を流していただく等の対策を取っております。

また、昨年に引き続き、猟友会の協力を得て、東徳久・平松・奥長谷・金屋・口金近・奥金近・宝蔵寺の 7 地区において、有害捕獲許可を得て、ドラム缶おりによる捕獲を目指しておりますが、現在のところ、捕獲には至っておりません。現状では、議員ご指摘のとおり、狩猟の対象にはなっておらず、有害捕獲にしても、行える期間や頭数に限りがございます。よって、確実な捕獲につなげるべく熊の生態に精通したベテランハンターの方や専門機関のご意見をいただき、確実に捕獲できるよう、おりの設置場所の選定や誘因餌の設置方法等の検証を、今、進めているところでございます。

次に、マタギといわれる方もおられる。その方たちを迎えて、熊狩猟の講演もしてもらうというような方法は考えられないかということについてでございますが、町内には熊を捕獲した実績のあるハンターもおられます。町内の熊の生態にも精通しておられます。また、今年度は県北部で 100 頭以上のクマを有害捕獲している実績がございますので、そのような方々から意見や指導を頂戴して、効果的な有害捕獲に努めてまいりたいというふうに思います。

また、町といたしましては、町民の皆さんの人身被害防止の観点から、これまで以上に熊対策の必要性を感じておりますので、今までと同様に早めに対策を行い、特に人に危害を及ぼす恐れのある場合には、町から迅速に周知させていただくなど、臨機応変に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

ご質問に対する、以上で答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） さっき、マタギの話ですけれども、以前、ちょっと、猟師さんと話をさせていただいている時に、猟師さんでも熊は怖いと言っていましたね。やっぱりね。

だから、実際捕られている方もしているし、慣れている方もいるんでしょうけど、やっぱり、こう、佐用郡にいる数少ない猟師さんたちに、無理を、無理の無理のお願いをしながら、そういうふうなものを、ほな、お前が捕れの言われたら、私、ちょっと、よう捕らんのんで、まあまあ、皆さん、熊を捕るとなると、やっぱり、ちょっとね、イノシシや鹿捕るよりも、ちょっと危険性を感じるいうのがあるんだらうけども、今、そういう状況の時に、頼れるのは猟師さんしかいないんですよ。あと誰に頼れるかと言ったら、猟師さんしかいないので、ただ、その猟師さんも、ちょっと不安だということであるなら、そういうマタギとか、そういう、非常に、特殊に捕られている方から、方法とか、よりいい対策を講演なり話を聞いてやってもらえて、その方法は、僕は、マタギというのを見ましたけれども、要は、一番言いたいのは何かと言うと、以前のように、夜、安心して出ようやないかと。

昔は、夜、家の近くで花火していましたよね。夜夏なんかね。

でも、今、恐ろしくてできないでしょう。側に熊がおるかもわからん。

ねっ、家の近くで花火しよって、熊に襲われたって、これしゃれにならんは。それ。

現実問題、金屋では、裏出たところに熊おったわけですね。小学校の近くで。

あの時に、もしあの状況で、みんなで花火しようかって、出ておって、熊がおったりしたら、これ冗談にならんわけです。

だから、僕は、確かに、今、兵庫県に 700 頭いう話なんで、僕、聞こうかなと思っておったら、町長が先、それが、その 700 頭には疑問がある言うたんで、僕が、疑問があるんじゃないんですかって聞こうかなと思ったら、先、言ってしまったようになるんやけど、実際問題、700 頭か 800 頭か 1,000 頭かいう数字、じゃあ、佐用郡に、その人たちは来て、調査したという形跡はあるんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

この推定生息数は、兵庫県の森林動物研究センターの研究員なりが、研究の成果で出したものであって、西播磨地域というわけではないというふうに理解しております。

おそらく、部分的なプロット調査と言いますけども、部分的に調査して、それを面積で押し並べたような、そういう統計の仕方ではないかな。

おそらく統計上の数字だというふうに理解しておりますが、町長、申し上げましたとおり、特に、この西播磨地域での生息数が、近年増加しておるということは、目撃情報とか、痕跡の状況を見ておりますと、明らかではないかなというふうに思っておりますので、そこも担当者からも強く、もう少し、数の精査であったり、地域別の生息数、もう少し狭い、西播磨地域とか、議員おっしゃるようなことを求めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（千種和英君）

山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君）

厳しいかも分かりませんが、今の状況から聞いてみると、どこか一部の場所という調べて、全体的に何ぼだろ言いよったけど、その場所がどこのかということですね。

北のほうの、ようさんおるところで調べて、うん、この地域でこれくらいおるから、兵庫県でどれくらいだろうというのは、ちょっと、あまりにもいい加減な数字。ねっ。

で、今まで、30 年前に、熊は、僕らは見たことないし、そんなもん、遠い世界の話、秋田の話や思っておったのに、それが、そうではなくなってきたということは、ここらへんに、かなり増えてきたということになれば、当然、全体的に、かなり増えているんだろうというのが、普通の考えだと思うんですよ。

例えば、昔、500 匹だったと。ところが、昔、全然いなかったのが、ここらへんでも、多分、30 頭、40 頭はいるんだろうとなると、全体の数は、当然、何千頭にはなっているだろうというのが普通の考えだと思うんですよ。

そこで、僕らとしては、町長に、どうせいと、どう決めろと言っても、これは難しいかも分からんけども、はっきり言って、そういう動物どうのいうとこに言うか、県のほうに、どんどん圧力をかけてもらって、町長 1 人では無理なので、多分、北のほうから、もうちょっと、この近くの方らと一緒に、町長や市長らと一緒にあって、そこらへんは、やっぱり県のほうに圧力かけてもらおうと。

熊が大切かと言ったら、私、熊なんか大切なことは、微塵も思ったこともないし、これ言ったら叱られるかも分からんし、この前も言うたかも分からんけど、別に熊がゼロになっても問題ではないと思う。

（聴取不能）、この世の中に多くの動物が生まれて、多くの動物が絶滅したけど、何ら問題がない。

だから、熊が絶滅したとしても、私は、何ら問題がないと思う。

ニホンオオカミが現実いなくなったって、何ら問題ないんですからね。この動物どうのいう人達が、ニホンオオカミがおらんようになった、大変やいうのも聞いたことがない。

おらんようになったでいうのは聞くけどね、はく製はあるでいうのは聞くけど。

だから、熊がおらんようになったでって、どってことではない。ここにおける人間の生活、多分、何一つ変わらんと思う。

だから、一部の人間がどうか言うよりも、全体がどうなのか。

民主主義というのは、多い人の意見を聞くんでしょうと。あんたら、少ない人の意見なんか、はっきり言って、黙殺してもいいというわけではないけども、身に危険が及ぶようなことだったら、黙殺も仕方ないじゃないですか。

子供が死んだ時に、誰が責任取れるんなど。けがした時に、誰が責任取れるんだと。

さっき、新温泉町でけがをしたと、その人の責任、誰が取るんですかと。誰も取れへんのであれば、誰も責任取れないというのであれば、やっぱり、多くの人の人間の意見を聞く、これが民主主義じゃないですか。

なら、熊を捕ったって、誰も文句言わなんだら、やっぱり多くの声を尊重すべきだろうと、やっぱり、ここらへんは、強く言ってもらいたいと思うし、私は、ちょっと、話が極端かも分からんけども、だけど、繰り返しますけど、熊がいなくなったとしても、何ら、私には、ここにおける人間、佐用町における人間にとって、何も困らないのが現状だと思うので、

最後、答弁のほど、ちょっと、厳しいかも分かりませんがお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 気持ちは分かりますけれども、まあ、同じですし、ただ、やはり行政として、そうした、いろんな野生動物、熊も1つの野生動物、それも、ある意味では絶滅、昔と比べれば、もっと全体としては減ってきたのかもしれない。

そういうものも、全体の自然として、守っていくという、一方で行政としての仕事。これも、否定は完全にできない。

だから、県としても、ああして、大変なお金をかけて、野生動物管理センター（兵庫県森林動物研究センター）というのをつくって、それなりに、そこの職員は研究をしているんですよ。

ただ、管理をしているんだから、少なくとも、そうした人との生活に大きな影響を及ぼしたり、また、人身被害、人に被害が出る。危害を及ぼす。こういうことが起らないような、そういう方向で管理をしていただかなければ、何のために公費をかけて管理しているのか分からないということになるんですね。

で、熊の前に鹿が、これだけ、昔と比べたら、鹿も、本当に、私たちの子供の頃というのは、滅多に見るようなものではなかった。それが、もう、日常的に、どこに行っても、もうそこに、ゴロゴロといると。

でも、動物管理センター（兵庫県森林動物研究センター）は管理してきたはずですよ。でも、管理してきて、この状態じゃないかなと、そして、その鹿の生息数も、私たちは、そういう、いろいろと、その報告をしたり、今、その検討会なんかにも出席させていただいた、その中でも、県下で何万頭、4万頭、5万頭いる。6万頭だ。いや、それが、10万頭だ。次は、もう15万頭だと。本当に、どれが正しいですかと。

結局、その野生の中で、正確な数字を1頭1頭数えるというようなことは無理ですし、推測、いろいろな分布の、大体、糞の状況、また、足跡の状況、そういうものを、推測して、大体、このあたりに生息密度というのがどれぐらいだと、それによって、何頭ぐらいいるだろうという、そういう計算でしかできないことは、これは理解しなきゃしょうがないと思うんです。

ただ、そうした中で、鹿についても、これだけ大きな被害がずっと続いて、全然、実際の実態として、被害が減らない。目撃して、私たちが見る限り、逆に増えているというような状態ですから、私は、県の責任として、管理センター（兵庫県森林動物研究センター）を置いて、管理しているんだったら、しっかりと管理してくださいよと、それじゃなかったら意味ありませんよということも申し上げました。

それが、次、熊なんですよ。熊も同じようになるんじゃないかというおそれを持っているわけです。

以前、鹿は管理して、保護しなきゃいけない。雌鹿は捕っちゃいけないと、1日に狩猟は1頭だと、そういうことをしていた時代に、私は、その時には、まだ、管理センター（兵庫県森林動物研究センター）ってなかったんですけどね、県のほうにも、こんなことしていたら、本当に増えますよと、大変なことになるということは申し上げましたよ。その時に、結局、私が言ったとおりになったじゃないですかということを、この間、環境部長にも言いました。

でも、熊も、実際に、管理センター（兵庫県森林動物研究センター）が、800頭が1つの

基準だ。じゃあ、800 頭というのは、どこから出してきた数字なのか、これも分からないんですよ。800 頭そのものが。

そして、それも、生息数、どう数えているか。これだけ目撃情報があるということは、この私たちの地域では、確実にいると、増えているということなんですよ。目撃情報が、どんどん増えているということは。

でも、管理としては、先ほど、言いましたように、中国地方の東地域のその個体群というのが、1つ、野生動物としての、そうした生息する個体群というのがあるそうです。そこで、管理をしていくという考え方であります。

それは、それとして、それは兵庫県だけじゃなくてって、隣の岡山県、鳥取県、これが含まれた地域です。

そして、本来、熊はもっと、山の奥のほうにたくさんいたというふうに言われるんですけども、そこが、どんぐりとか、今、木がこれだけナラ枯れとか、そういう状況見ても弱って、そういう木の実がなくなりました。だから、里山のほうに、どんどんと人家のほうに出てきているんだと。それは、そういうふうに推測されます。

じゃあ、広い範囲で 700 頭になったんだと。800 頭以上になったら捕獲できるんだ。するんだと。そういう中で、じゃあ、そこに住んでいる人は、住んでいる人って、それだけ大きな危険性がたくさん出ているところはね、大きな危険をはらんでいるわけですよ。

ですから、頭数が少なくなった、その地域は禁猟にしたらいいいじゃないですかと。それは、保護したらいいいじゃないですかと。たくさん出ているところは、それは、そこは密度が非常に高いんだから、それは、動物と人との生活、それを、しっかりと、分けるように、それには、熊に対して、人間の生活圏に出ていくことは、非常に熊にとっても危険があるんだと、そういうことを教え込まなきゃいけない。熊に、そういう DNA を植えつけていかなきゃいけないんですよ。そのことを、私は、ずっと以前から話をしてきました。

それで、ようやく、一昨年、2 年前に狩猟解禁ということが出たんです。800 頭を超えたんだという話でした。はい。

それと、たった 2 年で狩猟禁止というような、県が判断をしたと。

そういう熊が、人間との、やっぱり境界を、生活圏というものを体の中に覚えて危険だ。熊にとっても、人間の近くに出ていくのは危険だということを、DNA として、ちゃんと熊が覚えていくには、1 年や 2 年では、私は駄目でしょうと。少なくとも、5 年、10 年という期間、そうした活動というのがあって、初めて、次々と、その下の子供にも、それが、伝わっていくという。

今、それには、捕獲は有害でもドラム缶のおりなんですよ。ドラム缶のおりなんか、なかなか入らないし、入ったって、たまに入ってもドラム缶だけです。

やっぱり、人間が怖いとか、熊にとって危険性を感じるのは、猟犬がワンワンと大きな声で吠えながら、やっぱり、熊を追い立てると。そして、なかなか簡単には捕れないんですよけれども、やっぱり銃で熊に対して、たまには銃で捕獲すると。銃の大きな爆音、音がすると、こういうことがないと、ドラム缶で有害の捕獲したって、そんなもん、覚えるわけじゃないじゃないですかというようなことも申し上げております。

だから、もう少し、専門家で優秀な学者の皆さんかもしれないけれども、やっぱり地域の本当に実態、実情、こういう状況を、もっと、やっぱり、本当は勉強してくださいと、それから、山本議員も言われたように、なかなか猟師さんでも難しい。捕るのは。

確かに、日本中、このあたりでも、鳥取のほうへ行ったら、熊をかなり捕獲したりしています。東北のほうへ行けば、以前、昔から、それで生活をしていた人もいます。マタギと言われる人がいるということは確かです。それに匹敵する以上の人も、佐用町内にも、実際、猟をやっておられます。今の猟は 1 人でやらない。いろんな機器を使って、集団で猟

をされるわけです。

そういう人たちに、本当の実態というのを、やっぱり、ちゃんと、そういう研究者も聞いて、そして、本当に、被害のない形で保護すべきは保護すると、そういうことをしてくださいということも、強く申し入れておりますので、どこまで、それが通じているのか分かりませんが、様子をみなきゃいかんのですけれども、その様子を見るうちに、大きな、また、そうした人身事故でも起きたら、これ、何のことか分かりませんからね。

人身事故が起きれば、これは、非常にこれは、県もそういう判断を下したことに對しての責任は大きいですよという話もさせていただいております。

以上です。

それ以上のことは、なかなか難しいです。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（千種和英君） 山本幹雄議員。

12 番（山本幹雄君） やっぱり、町民の方が、夜安心して、さっきも言ったけど、夏、みんなで寄って花火ができるような町をつくらないと、せっかくよそから来てもらって、そういう中で、夜花火でもしよう。何かしようという時に、怖くて外へ出れないというようでは、それこそ、インバウンドで佐用町へ来てくださいとも言にくい状態になりますから、そういうことで、最後、お願いするというのはいかな、ちょっと、議会としてはよくはないんですけども、その方向で、何とか頑張ってもらいたいと思ひまして、質問を終わります。

議長（千種和英君） 山本幹雄議員の発言は終わりました。
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午後 3 時 25 分とします。

午後 0 3 時 1 1 分 休憩

午後 0 3 時 2 5 分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。
7 番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉雅善議員。

〔7 番 児玉雅善君 登壇〕

7 番（児玉雅善君） はい、こんにちは、7 番議席、日本共産党の児玉です。
本日は、2 点の問題について、質問させていただきます。
まず、この場では、道路の安全設備について質問させていただき、再質問並びに、もう一問については、所定の席よりさせていただきます。
最近、住民から平福陣屋門下の国道 373 号線から町道に降りる道の降り口が夜間は非常

に分かりにくい。行きすぎかけて急ブレーキをかけて曲がったり、縁石に乗り上げる車もあります。事故の原因にもなるので、改善できないだろうと言われてました。確かに、そこに限らず、町内全域で国道や県道などから狭い道に入る場合、夜間は、本当に暗くて分かりにくい。よく慣れた地元の者でも行き過ぎてしまうことがあります。事故を未然に防ぐ意味からも改善する必要があると思うが見解を聞かせてください。

まず、国道から県道や町道に入るところを分かりやすくする場合、工事あるいは設備の設置は県の管轄になるのか、町の管轄になるのかお伺いします。

2番、平福の例でいうと、歩道と水路の間に安全柵がありますが、色が黒っぽく塗られています。夜間はほとんど目立ちません。これを白っぽい色にすると多少見やすくなるのではと思いますが、色を変えることは可能か。また、効果をどのように考えるか。いずれにせよ、反射板をつけるなど早急に対策を取るべきと思いますが見解をお聞かせください。

3番、国道から、対岸の集落に入る橋も分かりにくいところがあります。特に、上月方面から来て早瀬の一本松の前の浜川原橋への入り口が夜間非常に分かりにくいです。私も何回か行き過ぎることがありました。

4番、指摘したところ以外でも、夜間、分かりにくいところが多いように思います。早急に調査し対策を講じるべきと考えますが見解をお願いします。

5番、町道から国道に出る場合、当然、一旦停止するのは当然であります、停止線が引かれていない所が多いです。例えば、石井地区です。大船から国道に出るところ、また、その反対側のところも、ここは数年前、国道の舗装工事をしました。工事前は引かれていた停止線が工事後はなくなっています。なくなったのはどういう事情か。また、再度引き直すべきと思いますが、見解をお聞かせください。

残りの質問は、所定の席からさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、児玉議員からの、まず、質問で、道路の安全設備について、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、国道や県道などの広い道路から幅員の狭い町道などへ進入する際は、事前に速度を落として、対向車や歩行者の安全を確認して、進入していただくのが交通ルール上の話となります。

交差点の位置を過ぎてしまう原因として、昼間と比べて夜間は交差点の位置が分かりにくい場合がございますが、考え事などで注意を怠ってしまう場合もあると思います。

後続の車両や歩行者等もありますので、一番は安全な運転に努めていただくことだと思います。

ご質問の交差点の対策の管轄がどちらかという件でございますが、ケースにより異なると認識いたしております。例えば、国道の拡幅工事による町道との交差点については原因者である県土木でしょうし、町道の改良に伴う国道、県道へのタッチであれば管轄は町となります。

しかし、どちらが対策するのか時間をかけてばかりでは、町民の方々が困ってしまいますので、本当に分かりにくい交差点であれば、担当の建設課へ相談いただければ、県土木と協議し改善に向け対応をさせていただきます。

次に、安全柵の色についてでございますが、ご指摘の箇所は国道の改良工事により設置されたもので、平福地区の景観との調和を図る配色で設置されており、白や銀色よりは景

観には調和をしているというふうに認識をいたしています。

事前に建設課の方へご相談いただいております、平福陣屋門下の交差点や浜河原橋への入り口についても現在、県土木と協議し反射板等の設置を含め改善に向けて対策を検討をしていただいているところであります。

また、交差点部分が夜間わかりにくい箇所が多いとのご指摘でございますが、基本的には、そのような箇所というのは、そこにお住まいの住民の方が利用する進入口であり、不特定多数の方が通行される交差点ではないため、十分注意していただき安全な運転に努めていただきたいと思います。

最後に、停止線の件になりますが、停止線や横断歩道の設置については警察の管轄となります。ご指摘の大船の箇所については、警察との協議により国道の改良工事に合わせ、交差点南側にあった横断歩道を交差点の北側へ移動し、国道側が優先道路とのために破線が明示をされております。

基本的には、優先道路にある破線と停止線が合わせて設置されることはないために、大船側から国道へ出る場合は手前で速度を落として、安全を確認をして、出ていただくようになります。

交通事故というのは、遠方に出かけた時より自宅付近で起こす可能性が高いという統計もございます。師走に入り、何かと交通量の多い時期に入ります。運転される際には、交通安全に十分に注意をしていただくようお願いをしたいと思います。

以上、質問に対する答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に、事故が起こってからでは遅いので、もちろん、おっしゃるように、速度を落として安全運転に努めることはもちろんのことですけれども、それでも、やっぱり、私なんかも家へ入る時に、国道から入るんですけれども、それでも見落としてしまうことがあります。相当、気をつけているつもりでも、分かりにくい時があるんですね。特に、雨の日なんかだったら、ほとんど分かりにくい場合があります。

やっぱり、そこらは反射板か何かつくっていただくとありがたいと思うんです。

そして、私が、一番よく使う理容ホープの横のところですけども、あそこなんかは、今度、駐車場ができるので、それで改良、よくなるんじゃないかと、その点も期待しているところです。

それでは、次の問題に移ります。

先日、神戸大丸の近くで街路樹が倒れたという報道がありました。幸いにも人的被害も車両などへの被害もなかったということですのですけれども、ひとつ間違っていたら大変な事故になっていたと思います。

本町では、倒木の危険のある街路樹は、今のところ見当たらないように思いますけれども、道路沿いの林や公園、あるいは空き地などで倒木や枯れ木の枝の落下や落石の危険があるのではないのでしょうか。

確か、7月頃だったと思うんですけれども、大雨の後、早朝の新聞配達のために車走っていたら、甲大木谷の県道で道の中央に40センチ角ぐらいの石が落ちていました。脇に動かして通過しましたがけれども、側溝の側に落ちた時に割れたと思われる20センチぐらいの石と、その破片もありました。その後、新田坂を平福のほうに向かっていきますと、今度

は、道路の真ん中に太さ 40 センチ余り、長さ 1 メートルくらいの木枝をはじめ大小の木の枝や破片が散らばっていました。

その現場の近くでは、1、2 年前にも倒木があり、建設課の職員が片づけられているのを覚えています。

また、奥海では落石をよく見かけます、県土木のパトロールカーとすれ違った数分後に道路の真ん中に 30 センチ角ぐらいの石が転がっていて、肝を冷やしたこともあります。

県道は、県の管轄ではありますが、町道沿いの樹木の状態や落石の危険性を調査すべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

また、県道についても、県に対策を早急にするよう促すべきと思います。これも併せて見解をお願いします。

また、道路の中央線や側線が薄くなり、特に、夜や雨天の時は見にくいところも多く見られます。早め早めの対策をすべきとは思いますが、舗装工事の時期は、どのような基準になっているのか、現状をお聞かせください。

以上、よろしくお願いします。

議長（千種和英君） 児玉議員、通告に全くない内容なんですけれども、

7 番（児玉雅善君） あ、道路の安全の

議長（千種和英君） 答弁できる部分だけでも。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） では、はい、建設課長。

町長（庵逄典章君） ちょっとね、議長、整理してください。

答弁はできますよ。

しかし、一般質問で、基本的に通告をしていただいた内容に沿って、私たちは、ここ答弁しているんですよ。

全く、通告にないことを、次にされた。それを、じゃあ、答弁ができるからって、答弁をどんどんしていたら、それは、どうなるんですかと。（聴取不能）。

議長（千種和英君） はい、了解いたしました。

児玉議員、これ通告にありませんので、ちょっと、この質問は却下させていただいてよろしいですか。

7 番（児玉雅善君） 仕方ないです。分かりました。

はい、すみません。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） そしたら、道路の安全ということで、白線やね、地名の示す表示は、これのはげかかったり、それから、老朽化で見にくくなっているところも多数みられます。

こういったものも、早めに更新すべきだと思うんですけども、そこらへんの対策はどうなっているのかをお聞かせください。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えさせていただきます。

道路の白線についてなんですが、質問の内容にありました陣屋門下の交差点の部分、この箇所も確認しましたら、まずは反射板ですね、車道と歩道との間に縁石があるんですけども、そこにある反射板が、何かの衝撃で取れている、その状態を確認しております。こちらのほうは、県土木のほうに復旧を早急にさせていただきたいなと思いますし、入ったところの町道につきましても、外側線、もうほとんど薄くなって消えかけているのを確認しております。見にくいという点もありますので、四半期、1月から3月ぐらいにかけて、そういった薄い白線の箇所をまとめて引き直す機会がありますので、その候補地として、考えさせていただきたいなと思っております。

白線についてですが、町内、各箇所、大内議員の質問にもありましたように、大内議員の質問は藤木店から上、430 メーターぐらいあるんですけども、半分ぐらいが薄くなって消えかえているような状態です。それで、通学路として使われています。学校区からの薄いという要望等もないんですけど、うちの道路パトロールでも確認していますので、極端にないところは県道のタッチから 150 メーターぐらいかな、完全に外側線、両端なくなっているようなところがありますので、通学路の安全ということも考えて、そういうところは対応させていただきたいなと思っております。

各町内 690 キロありまして、舗装の延長にしましたら 400 キロぐらいあります。各路線によって、完全になくなっているところもありますし、ちょっと、優先順位というんですかね、安全を一番に考えさせていただいて、あと予算の面、そちらのほうも相談しながらという形になるんですが、引き直し等を考えていきたいと思っております。

白線だけ引くと、ちょっと、説明が長くなって申し訳ないんですけど、町の単費ということで、なかなか補助があるようなものではありません。ですが、今、舗装の修繕工事を計画的にさせていただいております。その場合、舗装の修繕と併せてラインも復旧していくという形になりますので、町民の方に、できるだけ長く使っていただけるように考えて、選定して対応させていただきたいと思っております。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

平福の件に関しては、早い対応をしていただきまして、本当に、ありがとうございます。

1 日も早く安全な道になるように、引き続きお願いしたいと思います。

それと、やっぱり町道、狭い道が多いんですけども、やっぱり安全のために、できる限り、白線、それから、転落防止柵であるとか、そういった安全面、今後とも、事故の起きる前に、そこらの安全策を、対策を講じていただけるようお願いしまして、この問題は終わらせていただきます。

それでは、2番目の問題についてさせていただきます。

平福電機製作所跡地について、お尋ねします。

長い間、平福で創業され、テクノに移転してからも倉庫などとして活用されていた株式会社平福電機製作所の工場が、工場を除却し平地にする工事が進められています。今は帝国電機製作所の所有となっているようですが、平福の中心部で大きな更地のままとするのは、景観上も防犯上も非常に問題です。この場所は、私が子供のころは公民館、そして、お宮の御旅所、それから、金毘羅神社と間口の広い民家が1件あったところでした。本当に広い場所で、活用するにも大変だとは思いますが、一番困るのは空き地のまま放置されることです。とはいえ、環境にそぐわない建物等をつくられるのはあってはなりません。もちろん、私有地であって、町が関与できることは限度があるとは思いますが、何とか有効に跡地活用できるよう指導するべきだと思います。

そこで、お伺いします。

この場所の敷地面積は幾らぐらいあるのか。分かりましたら、お願いしたいと思います。

2番目に、南隣は現在空き家となっていますが、北隣のほうは居住されています。この境に塀などの目隠しとなるようなものを設置するよう指導されていますか。

3番、帝国電機製作所さんは、売却される意向と聞いています。売却先には、平福の景観や環境をよく理解していただき、永く利用していただきたいと思います。町としても指導すべきと思いますが見解をお聞かせください。

4番、宿泊施設にという話があるとも聞いています。それは、本当なのかどうか。そこらへんも、分かれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、児玉議員からの平福電機製作所工場跡地についてのご質問にお答えさせていただきますけれども、帝国電機製作所が、今、所有されているようですけれども、個人の、企業の土地所有地であります。町として、それは、個人のものであり、いろいろな願いはしていきますけれど、当然、個人情報もあり、詳しく、いろいろなことまで、細かいところまで規制をするというのは、なかなかできないということ、そのへんは配慮しなければならない問題ではないかというふうに思っております。

ただ、町といたしましては、平福地区については、町で歴史的環境区域を定めて、県の歴史的景観形成地区として、住民の皆様のご理解とご協力のもとに景観形成に努めているところでございます。

今回、質問にございます平福電機製作所の工場がある土地につきましては、平福の旧街道沿いに面した中心部にあり、広大な敷地面積であることなどから、工場の除却後に空き地のまま放置されてしまうことにつきましては、町としても景観上、また、防犯上の観点からも心配をしているところでございます。

それでは、1点目の敷地面積は幾らあるのかということですが、平福電機製作所さんの敷地については、帝国電機製作所さんが所有されておりまして、約1,400平米余り、1反4,000余りぐらいあるのではないかなというふうに思っております。

これは宅地で、現在の所有は、先ほど申しましたように、株式会社帝国電機製作所となっております。

次、2点目の境に塀など目隠しとなるようなものを設置するよう指導されているかということですが、平福電機製作所におかれましては、これまでも街道沿いに景観に合

った白壁を設置いただくなど、町並みの連続性の確保にもご協力をいただいていたところであり、今回、工場除却の相談があった際にも、街道沿いの塀を残していただくように、お願いをしたところ、このことについては、快くご承諾をいただいたところでございます。

また、隣との境についても、境界が分かりにくくなる南側にはフェンス等を設置する予定であるというふうに、お伺いをしており、フェンス等の色も景観への配慮をお願いをしています。

もちろん、敷地全体を塀などで囲んでいただくことが最善ではあると思いますけれども、所有者の経済的な負担が大きくなることに加え、多くの構造物があると売却等への妨げになることも懸念されておりまして、景観等の観点からは最低限にはなるとは思いますが、街道沿いの塀を残していただくことを、まず、優先して、お願いをしているところでございます。

次に、3点目の売却先ということについては、これは、平福の景観や環境をよく理解いただき、永く利用していただきたいというふうに、町としては、当然、思っておるわけでありまして、この点についても、平福電機製作所さん、あと所有者である帝国電機製作所さんのほうにも、お願いと、行政としてのできる指導ということについて、行っていきたいというふうに考えております。

売却先には、平福の景観や環境等について、ご理解をいただき、ご協力いただけるよう、まず、伝えいただくことは、もちろんであります。既に、所有者であります帝国電機製作所様へも、土地を売却する際には、そういった背景等をご理解をいただける方に、売却をしていただくように、お願いをさせていただいておりますので、このへんは、町としての、いろいろと平福の景観と長年の取組等を、いろいろと分かっていただいておりますので、現在の所有者である帝国電機製作所さんにも、そうしたことについては、しっかりとお伝えをしていきたいというふうに考えております。

また、町へ相談があった場合には、県の景観ガイドラインに沿った形で指導をさせていただき、場合によっては、県が実施している景観まちづくりアドバイザー派遣制度を活用するなど、専門家等の指導も仰ぎながら、ご協力をいただけるよう、お伝えをしまいたいというふうに思っております。

最後に、4点目の宿泊施設という話があると聞いているが、その真偽はどうかについて、お答えをさせていただきますが、この点については、まだ、そういう話があるのかどうか、個人的なことでありまして、私も直接聞いたことはありません。

ただ、漏れ聞くとところによりますと、そうした売却をされるという方向の中で、不動産会社のほうから所有者のほうへも問い合わせがあったことという事は聞いております。

また、町のほうにも、その仲介される不動産業者のほうから問い合わせがあったので、担当者のほうとしても、平福の景観や環境等について、説明をさせていただいたということでございます。

まだまだ、今後、どういうふうに活用されるか、どこに売却されるかということは、当然、私たちは、まだ、決定されたということは聞いておりませんし、今後、そういう、いろんな話があるとは思いますが、今後、帝国電機さんにも売却を決定される前に、随時、状況確認をさせていただきながら、購入を、今度、希望される方等につきましても、相談があった場合には、平福の、そうした取組、景観等の配慮、県条例、町の条例、そういうことについては、しっかりとご説明をさせていただいて、ご協力をいただくように、努めていきたいと考えております。

はい、ご質問に対する、以上で、答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

先ほども、町長の答弁にありましたように、景観に配慮されて、瓦の下、白く塗られたブロック塀、これが撤去されますけれども、同じような塀をつくると聞いています。私も。

その塀なんですけれども、元の今の位置に戻すのではなく、これを少し、川のほうに寄せていただいて、そのあった、空いたスペースにベンチとか椅子を、ちょっと置いて、よく観光に来られた方、長い町を歩いて、疲れた方に、少し腰かけて休んでいただくような、そういったスペースを設置できたかどうかという声が地元からも上がっています。

そういった面で、そういった部分な指導とか、そういった依頼はできないでしょうか。お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは児玉議員、そのね、そういうご質問されますけども、地元の方が、そういうこと言われたからということで、この土地は、今は帝国電機製作所さんが所有されています。個人の土地ですよ。そこに、川側にベンチを設置したり、そりゃ、町が、それを買い取って、そういう場所にするという話の要望なら、まだ、それは、できることじゃないと思いますけども、それなら分かりますけどね、そういう話を、私どもが、現在、帝国電機製作所さんなり、平福電機製作所さんなりね、関連の会社なんですけれども、そんなことを申し上げることはできないじゃないですか。

それは、無理な質問をされても、私どもも答弁のしようがありませんね。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） その点は、了解しました。

それで、今、よく観光客の方から聞く話で、今、旧利神中学校ですね、あの元の自動車学校の跡ですけども、あそこ大きな太陽光発電所になっています。

また、平福の町の一番南の外れ、あそこにも太陽光発電があります。こういった面で、町の真ん中に、景観にそぐわない太陽光発電所ができていますので、

議長（千種和英君） 児玉議員、これも通告にない内容なんですけれども、これは、この土地問題と、関係あるんでしょうか。

7 番（児玉雅善君） 関係あるで、景観のことや。

その自動車学校のほうの太陽光発電所、これできたのは、地元の方も、ほとんど相談も何もないままに、あっという間に出来上がってしまっています。気がついた時には、完成している状態でした。

地元の自治会長も知らない状態でできた例があります。そういったことには、絶対したくないので、特に、今回の平福電機製作所、今回、そういうことはないとは信じています

けれども、そういった利用の話があった場合、なるべく早く、地元にも情報出していただいて、地元で協議できる場、それから、もし決まれば、その前に、業者と地元との話し合いであるとか、協議とか、そういったものをしていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういった面の指導等も、よろしくお願ひしたいと思ひますが、見解お願ひします。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） ちょっと、平福の自動車学校の件は、かなり昔のことで、私も具体的には存じませんので、その時の経過というのは、ちょっと、ここでは申し上げられませんが、ご承知いただいているかとは思ひますが、平福は、町の歴史的環境保存区域になっているのと同時に、県の景観形成条例の景観形成地区になっております。

ただし、これ、町の条例もそうですけれども、県の条例においても、罰則とか強制力があるものではございません。

なので、これ何か、地域のあるいは町の意向に沿わないことであっても、何か無理くり強制力を持って辞めさせるということはできないということは、まず、ご理解をいただきたいというふうに思ひます。

ご承知かもしれませんが、景観形成の県の条例の中でも重点区域については、そういった罰則というのはございます。これは、天神橋の瓜生原さんところ2件、前川さんところ1件、その上の春名さんところ、これ昨年でしたか、一昨年でしたか、景観形成の重点区域ということで、これについては所有者の方も同意をいただいて、そのような形になっているというのを、まず、おさえておきたいと思ひます。

その中で、太陽光ですけれども、確かに、おっしゃるように、例えば、利神城の上から見た時にも、確かに、歴史的景観にはそぐわないというのは、おっしゃるとおりだと思ひます。

そのために、こういった届出があった時には、当然、町としても考え直していただくように、当然、いわゆる行政指導というのは、これまでも行ってまいりました。

現に、よほど基礎ぐらいまでいった方で、ご理解をいただいて、撤回をいただいた方もございます。

ここの帝国電機製作所さん、平福電機製作所さんのところに限らず、こういった指導については、これからも、当然、そういう相談、届出があれば、引き続きさせていただくことになろうかと思ひます。以上です。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

せっかくの残された平福の景観ですので、我々住民も努力しないと、もちろん駄目なんですけれども、少しでも残して皆さんに喜んでいただけるように、行政も、それから、住民も協力してやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。

次の本会議は明日 12 月 11 日、午前 10 時より再開します。

本日はこれにて散会とします。御苦労さまでした。

午後 0 3 時 5 9 分 散会
